

## 平成24年第7回那須烏山市議会9月定例会（第2日）

平成24年9月5日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 4時43分

## ◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	網野榮
こども課長	鈴木重男
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	樋 山 洋 平
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	小原沢 直 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（中山五男） 議場内の皆さん、おはようございます。本日は、傍聴席のほうにも昨日にも増して大勢見えられておりますが、お暑い中、まことに御苦労さまです。

ただいま出席している議員は17名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで、昨日審議されました議案第5号の中で、渋井議員から質問のありましたドナー休暇の中の骨髄液のことにつきまして、答弁の少々理解のできなかった部分がありましたので、担当課長からここで答弁をさせます。よろしくをお願いします。

栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 昨日、渋井議員から質問のありました骨髄液から骨髄への文言の改正理由でございますが、県等に照会したところ、医学的な意味合いはなく、骨髄液から骨髄と表記しても1つ目として、骨髄移植が普及した今日、一般的に使われている用語であること。2つ目として、骨髄と表記しても意味を取り違えられることもないこと。3つ目が、改正にあたり、規定上のバランスもよくなることから、今般の改正にあたり骨髄液から骨髄と改正したものでございます。

最後に、今回の改正は国の人事院規則改正に準じまして、また、県等の準則に準じて改正したものでありまして、全国的も他の都道府県及び市町村においても同様の改正がなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 御苦労さまでした。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（中山五男） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁時間を含め90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、御了解願います。なお、質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、この際お願いしておきます。

通告に基づき9番板橋邦夫議員の発言を許します。

9番板橋邦夫議員。

[9番 板橋邦夫 登壇]

○9番（板橋邦夫） 皆さんおはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただき

ました9番板橋でございます。市政に関心を持つ傍聴者の皆様方には何かとお忙しいところにもかかわらず、早朝よりお出かけをくださりまして大変御苦労さまでございます。

9月定例議会では7人の議員が一般質問をすることになっておりますが、私はそのトップバッターとして質問するわけでありまして。トップバッターというのは、野球にたとえれば試合を左右する極めて重要な役割で、大変緊張してバッターボックスに入るそうでありまして。私も同じように大変緊張をしております。

それでは、通告書に基づきまして質問してまいりたいと思っておりますので、執行部の前向きの御答弁を期待しまして質問に入ります。

私の質問事項は大きく3項目にわたっておりますが、まず、その最初に那珂川、荒川の漁業の現状と振興対策についてお伺いいたします。

私はなぜこの問題を取り上げたかという、数年前から両河川とも漁獲の落ち込みが年々ひどく、漁業関係者の悩みの種となっております。特に、ことしに至っては、釣り人も半減しまして、このままの状態では漁業関係者の死活問題になっていくということは明白であります。

また、那須烏山市にとっても、年間を通した観光資源である川が衰退してしまうということは大きな打撃でありますことから、このような見地に立って質問をするわけでありまして。御承知のように、本市を流れる清流那珂川、荒川は、昔から天然アユを初めサケ、ウナギ、アイソあるいは毛ガニなどの魚類の宝庫として知られ、また、特に風光明媚な那珂川は関東の四万十川とも言われまして、県内外から多くの釣り人や漁獲を楽しむ人が訪れ、大変活気ある状況が続いておりました。

また、夏の風物として、やな漁も多いときには那珂川、荒川には7カ所ぐらいにかけられ、観光バスでの団体や家族連れの方も多く、観光産業の大きな目玉として期待されてきたところであります。

しかし、近年になって、河川改修工事の影響や生活雑排水の流入などによる汚染の影響からか、那珂川、荒川の主力であるアユの生息が年々少なくなり、漁業組合は河川の保護活動や多額の資金を投入し、アユやヤマメといった稚魚を放流しまして、那珂川、荒川のアユの生産確保に努力されていると聞いております。

行政として現状をどう把握しているか。また、これまでに那珂川、荒川の漁業を守るためにどの程度支援や対策を講じてこられたかお伺いする次第でございます。

次に、本市内には水産業協同組合法に基づいた那珂川南部漁業協同組合、そして那珂川中央漁業協同組合、この2つの組合があります。その目的は組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、組合員の経済的、社会的地位を高めることが基本となっております。

また、この目的達成のための各種の事業を行っており、理由を挙げれば水産資源管理や水産

動植物の増殖、水産に関する経営及び技術指導、物資の供給、漁場の利用に関する事業など、広範囲にわたって事業を展開している大きな組織団体であります。

しかしながら、1つの市や町に2つの漁業組合が存在している例はほかにはないのではないかと思います。これは十数年前、漁業組合が1つであったんですが、いろいろな関係で分かれたということでもあります。

このようにいろいろな事業を行う上でもお互いに牽制し合って組合活動に支障が出ることもあると聞いております。関係者の方々から、できれば行政が中に入って指導的な立場に立って統合を進めるべきである。そして、組織を強化し、一体となって最も重要である両河川の環境整備を行い、アユを主体とした漁業の生産確保を図ることが望ましいと言われております。

組織の統合というのは大変厳しい、難しい問題であります。市長はこの点、どのように認識され、また、取り組んでいく考えがあるかどうかお伺いいたします。

次に、市内旭1丁目交差点の交通渋滞の解消についてお伺いいたします。本市を通る国道294号線と県道が交差する旭1丁目のコンビニエンスストアローソン付近は、市内でも最も通行する車両が多く、特に南北に走る車両は県の調査では1日1万台以上の車両が通過するとされております。

したがって、朝夕の通勤、通学の時間帯では渋滞が激しく、長時間信号待ちを余儀なくされている状況であります。バス、トラック等の営業車や通勤、通学する方には大変不便を来している箇所です。この渋滞する原因は、南北に走る交差点に右折するラインが、信号がないために渋滞してしまうのではと多くの市民から言われています。また、営業で通過する方から、右折する信号をつけて渋滞を解消していただきたいとの強い要望が出てきております。

御承知のように、この交差点は、比較的道路が狭く、右折する車線をひくことが現況では大変難しいと判断しておりますが、やはりそのためには、国土交通省や県に強く要望し、道路の拡幅をしていただくことが先決ではないかと思います。市としてこのような状況をどのように認識されているのか。また、これまでの渋滞解消に向けた対策、対応をしてきた経過があるのか。あるとすれば、その経過等についてお聞きしたいと思います。また、市として、どのような考えをしているのか、市長にお伺いいたします。

次に、道の駅構想の事業凍結の解除についてお伺いいたします。御承知のように、道の駅の設置の関係については、これまでも何人かの議員が質問し、私もその1人です。これまでの執行部の考え方は、身の丈に合った道の駅を前向きで検討していきたいという答弁であったと認識しております。

そのような経過のもとに、昨年農政課を中心とした各課参加の横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、平成23年3月に道の駅の整備基本構想、これは素案でございますが、でき上が

って、私ども議員にも示されたところでもあります。これらの構想に基づき、本年度予算として都市農村施設運営費として500万円が計上され、本格的な検討がされるものと大いに期待していたところ、御承知のように昨年3月11日に発生した東日本大震災により、本市においても甚大な被害をこうむっており、災害復旧を優先ということで本年度予算の執行は凍結という結果になり、現在に至っているところであります。

確かに、本市を取り巻く環境は今さら申し上げるまでもなく、特に少子化に伴う人口減少、急速に進む高齢者の増加による医療費、そして、福祉サービス面での経費の増大、一方では、長引く経済の低迷による歳入減等による財政逼迫は、新規事業の取り組みに消極的にならざるを得ないことは十分理解しております。

しかし、こうした状況の中にあっても、地域の活性化を図るべく方策、方針を樹立して立ち向かっていかねばならないのではないのでしょうか。幸い、災害復旧、復興もほぼ完了の見通しが立った時期になったと思います。

そこで、私は基本構想まででき上がった道の駅については、多くの市民が期待している施設でありますので、凍結を早期に解除しまして、前向きで検討すべきであると思いますが、市長の考えをお伺いしまして、第1回の質問を終わります。

○議長（中山五男） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは9番板橋邦夫議員から、那珂川、荒川の漁業の現状と振興対策について、市内旭1丁目交差点の交通渋滞の解消について、そして、道の駅構想の事業凍結の解除について、大きく3項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の那珂川、荒川の漁業の現状と振興対策についてお答えをいたします。板橋議員御指摘のとおり、特にことしはアユの遡上が悪かったほか、大雨の影響で放流したアユが流されまして、さらに福島原発事故に伴う放射能による風評被害も加わりながら、6月1日の解禁日以降、釣り人が少ない状況が続いております。

各漁協によれば、入漁権の利益は例年の半分以下であるというふうに聞き及んでおります。さらに、夏の風物詩ともなっております観光やなの多くが、ことしの設置を断念をしているというゆゆしき事態でございます。その影響は食堂、養魚場、釣り、アユ釣り関連事業所にも及び、今後の営業に不安を感じる人は少なくないようでございます。

那珂川水系の河川は、全国一の漁獲量を誇る国内有数の漁場であります。本市を初め県東部の市町村の大きな観光スポットであります。既に御案内のとおり、那珂川、荒川のアユは、県のモニタリング検査で放射性セシウムが検出されておらず、安全性には自信を持っております

が、いわゆる風評被害の影響は非常に大きいものと認識をいたしております。このため、5月28日に開催されました栃木県市長会議の席上で、県を挙げて栃木の水産物に関するキャンペーンを大々的に実施するよう知事に提案をしたところでもあります。

特に、東京の新名物として注目を集めておりますスカイツリーに併設される東京ソラマチに栃木県の物産販売とPRのためのとちまるショップがオープンをしましたことから、これらの施設を有効に活用いたしまして、首都圏にPRをしますとともに、JR駅、百貨店、そして県庁広場等における水産物フェア、キャンペーン等の積極的な展開を要望したところでもあります。

また、8月20日、那須町で開催をされました那須・南那須地区ブロック別市町村長会議におきましても、県を中心といたしました塩谷・南那須地区、芳賀地区、那須地区といった那珂川沿いの市町村が連携した風評被害対策を提案をしたところでもあります。

特に、県が進めるとちぎ食の回廊づくりの中に、那須地域の那珂川あゆ街道があります。非常にインパクトがありますことから、有効に活用した事業展開を要望したところでございます。前向きな御回答をいただいたところでございます。

さらに、8月11日には、那珂川南部漁業協同組合主催のあゆのつかみどりが開催をされました。早速栃木県の塩谷南那須農業振興事務所に御後援をいただきました。この事業には、参加予定150名に対しまして、参加者400名という大盛況となりました。今後も県や近隣市町村と連携をし、イベント等の支援に努めてまいりたいと考えております。

また、那珂川の魚類の生産拡大のために、市内の2漁協では、毎年県等の支援を受けまして、アユの放流等を実施いたしております。ことしは那珂川南部漁協でアユ56万匹、4,500キロ相当であります。マス20万匹、那珂川中央漁協ではアユ9万9,900匹、800キロ相当であります。マス20万匹を放流したところでもあります。

なお、御指摘の市内には那珂川南部漁協、那珂川中央漁協の2つの組織がございます。一部で統合を望む声も聞かれるようですが、現在のところ、両漁協において統合に向けた意思を聞き及んでおりません。現状に至った経緯等もありますことから、両組合が自主的に統合に向けてかじを切った場合は、市といたしましても協力をしたいと考えておりますが、現在のところ、釣り人などに不具合が生じないように側面から支援をしてまいりたいと考えております。

次に、市内旭1丁目交差点の交通渋滞の解消についてお答えをいたします。旭1丁目交差点は、一般国道294号線と主要地方道那須烏山御前山線、市道都市計画街路旭通線が交わる市内でも最も交通渋滞の激しい箇所でもあります。市道都市計画街路旭通線から山あげ大橋付近までは、幅員が狭い上に交通量が多い危険な箇所として認識をいたしております。

このため、市といたしましては、交通渋滞の解消と車両、歩行者の安全確保のために烏山土



木事務所に当交差点から山あげ大橋までの国道294号線区間の交差点改良を含めた道路改良整備を要望してまいりました。

烏山土木事務所では、平成22年12月17日に日野町自治会会館において、旭交差点から山あげ大橋付近までの区間約130メートルの整備に関する地元説明会を開催いたしまして、測量調査を実施しているところでございます。

しかし、事業推進にあたりまして1つの課題が発生いたしております。それは公図の混乱であります。このため、烏山土木事務所では、市に対しましてスポット的に地籍調査事業を導入するよう依頼をされております。市といたしましては、当該道路改良整備事業の早期着手とスムーズな事業推進のために県と協力をして、本年度から地籍調査事業を導入をしたところであります。

なお、現在、計画をしております道路整備の内容は、旭交差点から山あげ大橋区間約130メートルを両側歩道といたしまして、旭交差点につきましては市道都市計画街路旭通線も含め、4方向とも右折レーンを設置をすることで、関係機関と今協議を進めているところであります。

安全で安心なまちづくりは、市の大きな責務であります。今後とも烏山土木事務所と連携を密にしながら、一刻もと早く事業を進めるよう努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

3番目の道の駅構想の事業凍結の解除についてお答えをいたします。道の駅の建設計画につきましては、平成22年9月に市内のプロジェクトチームを設置し、チームによる調査研究とコンサル事業者を交えた検討会で協議を進めた結果、平成23年3月には道の駅整備基本構想が完成をし、議会に報告をしたところであります。

しかし、御指摘のように東日本大震災に昨年襲われまして多大な被害を受けました結果、震災からの復旧にまずは全力を尽くすことを優先といたしまして、他の事業とあわせまして道の駅整備事業についても凍結をして現在に至っております。

基本構想では、道の駅の機能といたしまして、駐車場、トイレ、休憩施設といった本来の機能のほか、農産物等の特産品販売所やレストラン、イベント広場、情報発信施設等のほか、大震災を教訓として防災機能を加味した整備イメージを提示をいたしております。

また、整備後に、市の財政負担とならないよう、採算性を十分検討するとともに、長期的な管理運営が可能な体制の構築が強く求められております。このため、市の運営費負担を行わず、第3セクター以外の民間企業あるいは管理運営会社による運営を前提といたしております。

現在、県内には22カ所の道の駅がございます。運営形態は第3セクター方式や市町の直轄、会社形式とさまざまであります。売り上げも15億3,000万円から1億2,000万円まで

の幅があり、収益面でも大きな開きがあると聞き及んでおります。

このように道の駅を整備した後の運営形態、採算性等を考慮した場合、市内のプロジェクトチームだけで方向性を決めるのは難しいと考えております。このため、道の駅の機能や運営方法等をさらに検討するために、道の駅を担当する県の機関、J A、商工会、観光協会、農業委員会、農産物直売所協議会といった関係団体、さらに議会議員の皆さんをメンバーとする新たな検討組織を立ち上げる準備を進めております。この組織には、先進の道の駅関係者にも加入をいただきまして、本年度中にはその是非も含め方向性を決定してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上答弁を終わります。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいま市長より答弁をいただきまして、大方は理解をしておりますが、再度質問をしたいと思います。

那珂川、荒川を取り巻く漁業の状況であります。かつては先ほども市長からお話がありましたように、アユの年間の漁獲量、これはすばらしいものがございました。平成5年に県の水産試験場が調査した資料によりますと、那珂川が1,032トンでまさに断トツで1位でございます。2位が茨城県の久慈川で396トン、3位が滋賀県琵琶湖で386トン、そしてあの有名な四万十川、これが222トンということで、まさに那珂川は日本一のアユの宝庫であったというわけであります。

したがって、釣り客も全国各地から来訪しまして、また、やな漁も県内外からの団体バスが非常に多く訪れまして、那珂川周辺は活気あふれる状況であったわけでございます。そして、観光に來た方は帰りには市内の観光名所やあるいは商店街に足を伸ばして買い物をしていく。大変商店街もにぎわったのであります。

しかし、近年は落ち込みが激しく、ことあたりは8月26日の下野新聞の記事にあったように、那珂川のアユ釣り客は例年の半分ということでございます。これは放射能の風評被害に加えて春の大雨でアユが下流に流された。あるいは天然アユの遡上が少なかったということが原因だと漁業組合関係者は言っております。また、入漁権ですね、これも半分以下ということで、漁業組合の経営は厳しいということを言っておりました。

このことは決して漁業組合だけの問題でなく、漁業に関係するあらゆる業種、先ほども市長の答弁でありましたように、商店街とかそういうあらゆる業種に影響しているわけであります。

こうした状況の中で、漁業関係者におかれましては、那珂川の保護活動やアユの生産確保のためにカワウの駆除あるいはブラックバスの駆除など多額の経費をかけて対策を講じております。

そこで私は、年間を通した観光スポットである那珂川、荒川を守るためには、行政もあるいは観光協会も何らかの支援対策を講じるべきだと思います。今までは行政と観光協会、全く漁業組合とは関係がなかったということのようでございます。市の財政が厳しいことは十分認識しているんですが、少なくとも事業に対する助成金、例えばカワウの駆除とかあるいはブラックバスの駆除、あるいは河川の清掃などもやっております。これらの事業に対しまして何らかの助成措置を考えていくべきではないかと思いますが、お伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） いろいろと御提言、御指摘をいただきましてありがとうございます。那須烏山市が全国に誇れるものといいますと、私は山あげ祭とやはり那珂川のアユの漁獲量日本一だろうと思います。そういったところは大きな観光客誘致にもつながっている経済的な効果も期待できるということでございます。

その那珂川がこのような疲弊した状態に今なっているところは本当にゆゆしき事態であると私も感じております。したがって、市といたしましても、でき得る支援は検討してまいりたいと考えております。それが補助金なのか、あるいは先ほど申し上げましたようにオール栃木、県とも連携を組んだ形で支援をできるのか。いろいろな多方面から検討してまいりたい。でき得る支援をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 今、答弁ありましたように、那須烏山市にとっての観光スポット、これは山あげ祭とかあるいはいかんべ祭、あるいは山あげ会館とかいろいろありますが、特に今、話がありましたように、山あげ祭と那珂川、荒川、これは全くすばらしいものがあるわけでございます。

山あげ祭は大体1年で3日間ですね。しかし、この河川については一年中釣り客が来ております。年間を通すと相当の数になるわけでございます。そういう見地からも、ひとつ今話がありましたように、できるだけの支援をしていただくという答弁をいただいたんですが、近いうちに恐らく漁業組合のほうからもこれらの要望が出てくるかと思っておりますので、その節にはひとつぜひ前向きで回答をしていただきたいと思います。ひとつよろしくお願いたします。

この観光資源ですね、やはり行政が本気になって携わっていく時期に来ていると思います。8月11日、那珂川のアユのつかみどりをやったようですが、当初計画からはるかに3倍ぐらい来たようで大変にぎわったようでございます。そういうことで、これは塩谷南那須農業振興事務所の後援であったわけでございますが、漁業組合としても川に人が集まる事業をいろいろ展開しているわけでございます。那須烏山市の観光PRにも十分つながってきているわけでは

から、そういうことで何らかの支援をお願いしたいと思いますが、もう一度市長。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども答弁申し上げましたけれども、8月11日には南部漁協主催のアユのつかみどりが行われまして、そのときに振興事務所も大きな御支援をいただきました。事あるごとに私も直接要望ある機会については、そのような要望の発言をさせていただいておりますので、今後粘り強く県等につきましては、そういう財政支援も含めた要望をしてみたいと思います。なお、市といたしましても、先ほど申し上げましたように、でき得る支援は考えておりますので、そのようなところで前向きに検討させていただきますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 明るい答弁をいただきまして大変ありがとうございました。よろしくひとつお願いしたいと思います。

次に、市内旭1丁目の交差点の交通渋滞の件でございますが、先ほどこれを進めていく上で、公図の混乱という答弁があったんですが、これは地籍関係のことですか。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 土木事務所から地籍調査事業の導入を依頼されておりまして、本年度と来年度2カ年にかけて地籍調査事業を完了するというところで事業を進めております。

以上です。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 先ほど申し上げましたように、1日1万台の車両が通過するわけですよ。ところが非常に道路が狭いので、以前にも何回か死亡事故や物損事故が発生している箇所であります。大変危険な交通量であります。また、朝夕何回か付近に立って見ておりましたが、南側ですね、警察署あたりまでつながっちゃうんですね。また、北は山あげ大橋、ずっとつながって5、6回の信号待ちをしなくちゃならない。なぜバイパスなのにこんなに時間がかかるんだ。こういう交差点はあまり294号線ではないというようなことも、運転している人は言っている人もおりました。

それと、ここは車道と自転車道の道幅が狭いんですね。特に自転車で通学する中学生などは毎日危険にさらされている。交差点は東西にはあるんですね、右折するラインが。南北にないということで、非常にそういう危険な状態であそこに交通指導にあたっている方も本当に細心の注意を払って携わるということを言っております。

やはりここを解消するには、拡幅する以外にないんですね。あそこは南側がココスの駐車場、北側が山あげ大橋までは民間が4、5軒あるわけですが、この問題は大変だと思うんですが、

あと南側のほうは5、6軒のうち2、3軒は空き家みたいなところがあるんですね。そんなに難しい拡幅工事ではないと思うんですね。

そういうことでありますので、ひとつ国、県に十分働きかけていっていただきたい。先ほども住民説明会があったようでございますが、住民の方も大変期待をしておりますので、この点、もう一度お願いをしたいと思います。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 板橋議員の再要望の話ですね。お答えいたします。当区間は延長が130メートルという大変短いんですが、両側に住宅がたくさんあります。事業費もかかります。移転にも時間がかかりますが、烏山土木事務所に当道路の重要性、約1万1,000台車が通ります。あと、通学路にもなっておりますので、強く今後要望するとともに、地籍調査事業もスムーズにいくように努力いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ありがとうございます。あそこはちょうど294号線の西側の道路のほうはカーブになっているんですね、ココスのほうが。だから、先ほどの市長の答弁で、両側へ歩道をつくるということなんですが、そうすると、両方移転しなくちゃならない。だから、左側だけでも、あそこはそれほど難しい問題ではないですね。その辺の見通しはどうでしょうか。山あげ大橋からココスまで左側のカーブのところね。片方だけでも問題ないんじゃないかと思いますが、その辺の見通しどうですかね。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 現地、130メートルものですし、道路基準構造レートの基準で設計をしておりますので、両側歩道ということで両側歩道も自転車を通れるような道路と、あと旭交差点と山あげ大橋の間は右折レーンもどっちにもつくるような形で本格的な道路整備をします。国庫補助事業等将来的には烏山土木のほうでも導入いたしますので、基準の、時間はかかりますが、立派な道路にしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ここを進めていく上で公図の混乱、今、地籍調査という話がありましたが、これは今やっているんですか。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 地籍調査事業は8月1日、烏山公民館に地権者の方をお呼びしまして説明会を開催しました。あと、8月中には、国道とか市道の境の境界確認、それと、8月27日から31日までなんですが、各地権者に出ていただきまして一筆調査という調査を

実施しております。スムーズに事業は進行しております。

以上です。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 今、話を聞きますと、大分事業説明会とか、あるいは地権者との協議が進んでいるということで、大変安心をしたんですが、これは一刻も早くひとつこの解消に向けて御努力をお願いしたいと要望しておきます。答弁は結構です。

次に、道の駅関係でございますが、昨年、道の駅整備基本構想ができたわけでございますが、この内容を見ますと、基本的な考え方あるいは道の駅の目指す姿、実現性の検討といった試算して道の駅整備は有効であると明記されているんですね、基本構想の中で。私もそのとおりであると思っております。

御承知のように、本市の人口は年々減少してきております。その上、日曜、祭日には市外に出ていってしまう。これは人が集まる場所がない、にぎわいの場所がないというのが大きな要因ではないかと思えます。

一方、観光施設も山あげ会館やふるさと民芸館、温泉、この温泉は今閉鎖しておりますが、こういった観光名所の誘客数がかなり減少している現状だと思います。そこで参考までにお聞きしたいんですが、平成23年度のこういった観光施設の誘客数、これはどのような状況であったか、商工観光課長にお伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） お答え申し上げます。行財政報告等にもお示ししてありますが、山あげ会館、平成23年度は5,613人ということでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） これ、山あげ会館ですね。そうすると、そのほか平成23年度、温泉施設とか滝にあるふるさと民芸館とかいろいろありますよね。こういったものを含めて何人か。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、お答え申し上げます。ふるさと民芸館につきましては2万8,217人ということでございます。あと、ビジターセンター等がありますが、含めて3万8,358人ということで、平成23年度は議員も御承知のとおり、震災の影響で自然休養村とこぶしの湯、そういうのが休止になったということで、それらの観光客が来なかったということで、平成22年度対比につきましては、平成23年度は非常に少なかったということでございます。

あと観光客ということで、それら以外につきましては山あげ祭等、平成23年度は7万人、イ

ルミネーション2万人等でございます。そういった事業等では山あげ祭、イベント等につきましては、約11万人の観光客誘客数がありました。

また、参考に平成24年度、本年度は山あげ祭は若干減りまして6万5,000人、あとそば祭等1万5,000人、いかんべ祭2万6,000人、日本プロゴルフ等ありまして平成24年度は14万1,000人の誘客ということでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 観光客数ですね、いろいろ数字的にお話がありましたが、いずれにしても平成22年度からすると、かなり減っていると思うんですね。特に、こぶしヶ丘温泉、これが15、6万人入っていたんですが、これがほとんど。そうしますと、大体年間10万人以上、以前からすると観光客は減っているんですね。

こういうことを考えた場合、やはりますます町の活力がなくなって那須烏山市の魅力もなくなってしまいます。大変憂慮すべき問題であると思います。執行部としても、交流人口の増加対策、これを含めた対策、対応、これは急務であると思いますが、この点もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員の御指摘は本当に十分理解できます。まさにそのとおりであると私も感じております。県内の26市町の観光客の入り込み数で多くを占めるのはやはり道の駅ですね。本当に大規模な道の駅ですと、年間もう10万人以上を超えるというような入り込み数になっておりまして、そういったところには極めて経済的な効果も発揮できているというようなどころでございます。

したがって、毎年毎年少子高齢化が顕著、さらに人口減少の進む市にとっては、観光客誘致やら交流人口のための攻めの行政が必要だということは十分私も理解いたしております。したがって、それが1つの道の駅であろうということも同感であります。

しかしながら、震災以降大分経済情勢は変わりました。そういったところから、こういった大型の投資を伴う施設については、やはり慎重の上にも慎重にならざるを得ないことも御理解いただきたいと思います。そして、経済的にも後の維持管理をできるだけ持ち出しをなくさなければなりませんので、いわゆる黒字経営ですね、これが必須条件でございますので、そういった意味では慎重の上にも慎重な検討がやはり必要であります。

したがって、先ほど申し上げましたように、横断的な各界、各層からのチームをぜひ立ち上げさせていただいて、年度内にはその方向性を定めていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 県内の道の駅は先ほど答弁にありましたように22あるわけですね。ことしの6月に塩谷、これが湧水の郷しおやがオープンしまして22になったわけです。14市のうち11市が設置されたんですね。まだ未設置の市は3市なんですね。足利市と鹿沼市と那須烏山市、本当に残念なんですね。足利市の場合は既に協議会が発足しまして、平成27年度に設置するというで過日の新聞にも載っておりました。また、鹿沼市の場合は、これは以前に町の駅というのを設置して観光PR、情報発信ということで設置されているようで、もちろんトイレや休憩所、直売所、これも道の駅に準じた方式でやっているようでございます。

こういうことを考えますと、14市のうち那須烏山市だけが取り残されてくるというような感じがするんですね。これはもちろん交渉等との関係もありますが、予算の関係で、これは早く手を挙げないと予算の関係もありますから、なるだけ早くプロジェクトチームをつくってぜひ早く手を挙げて、前に進んでいただきたい。私は強く要望しているわけです。

そういうことでせっきくの施設ですから、そして先ほど財源的な問題があるというのはもちろん私もわかるんですが、これは公募債という市民から金を集めてつくる方法もあるので、これは広島県の三次というところが道の駅を以前につくったんですが、これは役場の職員はいいことをやっても悪いことをやっても市民から批判された。どうせやるなら思い切ったことをやれということで道の駅をつくったんですね。これはもちろん、公募されて、市民から金を集めて1口5万円とか3万円とか、かなり集まったそうです。それをもとに第3セクターでやっている。大分成功したということをお聞きしております。

そういうことですから、公募債でやるということも1つの方法ではないかと思うんですが、その点、市長どのようにお考えですか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 庁内のプロジェクトチームで構想まではつくらせていただきましたが、今の公募債を始め那須烏山市にふさわしい道の駅の調査はまだまだ不十分であると、こんなふうに私も感じております。

したがって、凍結解除の証といたしまして、早急に各界、各層からの有識者のチームを立ち上げさせていただいて、その中で多方面からの検討を加えてまいりたい。そして、そういった検討結果の答申をいただきまして、前向きな対応ができるような答申をいただき前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 早期にプロジェクトチームをつくって、前向きに検討していきたいと



いう答弁であります。ぜひひとつそういうことでプロジェクトチームを立ち上げて、いろいろな角度から検討して道の駅を強く進めていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（中山五男） 以上で、9番板橋邦夫議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をいたします。

○議長（中山五男） 通告に基づき5番久保居光一郎議員の発言を許します。

5番久保居光一郎議員。

〔5番 久保居光一郎 登壇〕

○5番（久保居光一郎） 皆さん、こんにちは。傍聴席にはたくさんの方にお越しいただきまして、大変御苦労さまでございます。私はただいま議長から発言の許可をいただきました5番の久保居光一郎でございます。よろしく願いをいたします。

質問に入ります前に私の所感を述べさせていただきたいと思います。過日、議長議員宛てに、ある市民の方から1通の要望書が届けられました。その文面の冒頭には、過日、新聞で報じられた那須烏山市のたび重なる失態には驚き、行政不信を感じずにはられません。特に、最近では、自分の居住地を言うことすら恥ずかしさを覚えます。場当たりの無責任、あぐらをかいたかのような無気力な行政体質を市議会の責任において早急に改善願いたく、議員の皆様に一筆啓上いたす次第ですとありました。

恐らくこのような文書が市長宛てにも届いているのではないかと推測するところであります。この文面の詳細については、あまり触れないようにしたいと思いますが、その文面の要旨を抜粋すると、納税が少しでも滞るとさまざまな法律論を用い督促しているようですが、他方では、税の使い道が余りにもお粗末すぎると思います。市長初め職員が危機感を持たず、公務員独特のおごりと短絡的思考が招いた結末なのでしょうねとあり、結びには、この機会に旧態依然の体質から早期脱却し、むだのない税の有効活用と市民誰もが住み続けたいと感じる愛される町が現実的に訪れますよう、市議会議員の皆様さらなるリーダーシップと御英断に期待して要望とさせていただきますと書いてありました。

私は、どなたの意見かももちろん知る由もありませんけれども、恐らく同じ思いを抱いてる市民が少なからずいるのではと推測するものであります。私はこのような市民の思いを真摯に受けとめ、地域のエゴや特定の団体、個人等の利益や思惑に偏ることなく、また、こびることな

く、政党的立場や市長派とか反市長派とかの見地からでもない本当の市民の目線で常識的な市民の感覚で、議会における活動の一端を担っていかなければと改めて感じた次第であります。

しかし、弁護するわけではありませんが、これは市長もそうでございます。また、多くの職員は日々懸命に市のために、市民のために努力しているということを私は承知しているだけに、今回のように市民からの悲痛な要望があるということはまことに極めて残念であります。刻々と変わる本市の厳しい現状や将来について明確な展望もないまま、この方が言われるように場当たり的手法や惰性、おごり、癒着といった体質から脱却できなければ、本市の未来はお先真っ暗であります。

そうならないように、市長も我々議会も、そして職員も、また市民の皆さんとそういう危機感を共有してこそ那須烏山市の未来に一抹の明るい展望が開けるのではないかと考えるものであります。

以上が私の所感であります。

それでは、質問に入りたいと思います。私の質問書、ちょっと間違いがあるので訂正をさせていただきたいと思います。4番の指定管理の部分で、内容の部分でブルーベリー園とありますけれども、これはいちご園の間違いでございます。訂正させていただきたいと思います。それから、2番、3番、4番の質問の細かい項目のほうに1番、2番と入るのが本当なんです、1番、3番になっていたり、1番、3番、4番になっていたりするところがありますけれども、それも初めに訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。私は、仮称ですけれども、市高齢者総合健康センター構想の提案について、メガソーラー事業誘致と再生可能エネルギー導入及び活用推進について、南那須地区の中学校統合と江川小学校の耐震問題について、指定管理者制度の現状と今後のあり方についての4項目について質問をさせていただきます。市長並びに教育長の明快なる答弁を求めます。

初めに、仮称市高齢者総合健康センター構想の提案についてであります。本市の高齢化率は年を追うごとに高まり、10年後には我々団塊の世代も後期高齢者となり、高齢化率は30%半ばに達するのは明らかであります。であるならば、高齢者が少しでも元気で長生きできる、人の手を借りないで楽しい生活が送れるような環境を今から整えることが、市の大きな政策課題であるものと考えております。

そのためには、高齢者の健康維持管理施設及び市民相互のふれあいの拠点として、(仮称)高齢者総合健康センターの建設を検討してはいかがだろうかと市長に提案をいたしますが、市長はどのようにお考えかその所感を伺うものであります。

次に、メガソーラー事業誘致と再生可能エネルギーの導入とその活用推進についてでありま

す。これは2点に分けて伺いたいと思います。まず、1点は、県が立ち上げたとちぎサンシャインプロジェクトに基づくメガソーラー事業に対し、市はいち早く4カ所の候補地を県に報告し、その中の旧七合小学校跡地と鴻野山地内の2カ所が事業者との協議を終えて内定したことは、本市にとっても大変喜ばしいことであります。今後とも本市独自のメガソーラー事業の誘致活動及び候補地の確保等を積極的に行い、全国に先進地として誇れるようなそんな取り組みを行い、低迷する本市産業の活路を切り開いてはいかがであろうかと考えますが、これについても市長の見解を伺うものであります。

2点目は、市が今年度から実施している太陽光発電設備設置補助事業についてであります。大分好評だということは聞いておりますけれども、この事業の現在までの利用状況と今後の支援策について伺うものであります。

3つ目の質問は、南那須地区の中学校統合と江川小学校の耐震問題についてであります。これに関する質問は、私は3年前の平成21年の6月の定例会、それから昨年9月の定例会でも行っておりまして、今回で3回目の質問となります。

初めての質問のときは、市長の答弁は総合計画における後期計画の中で検討したいとのことでありました。また、昨年の全体の答弁では、本市の人口構成から見ても少子高齢化がますます進行すると予想されることから、将来を見据えた適切な対応を考えることが喫緊の課題であるとして、整備検討委員会なるものを官民挙げてつくり、その中で今後の学校のあり方等をあわせて検討する諮問機関を設置するとのことでした。この件に対して、現在、どのような進展があったのか。それについて市長に伺うものであります。

また、江川小学校の耐震については、昨年の大震災の経験を踏まえ、早急な対策が求められると思いますが、この件についても市長並びに教育長にも伺うものであります。

最後の質問は、指定管理者制度の現状と今後のあり方についてであります。この質問も私は議員になったばかり、平成18年ですけれども、平成18年の9月の定例議会で初めて一般質問をした項目であります。あれから5年半経過しております。今回も同じ質問をさせていただきます。

市民ふれあい農園、大和久福社会が今指定管理を受けていらっしゃると思うんですが、その部分のふれあい体験交流館、ビニールハウスいちご園、これは旧観光いちご農園ですね。それから、山あげ会館、龍門ふるさと民芸館、観光物産センター、これは震災で閉鎖になりましたけれども、これらの指定管理の現状について伺うものであります。

また、現在、市が指定管理の契約を結んでいる8施設は、平成25年3月31日及び平成26年3月31日で期間満了となりますが、これまでの経緯をどのように認識され、今後の指定管理のあり方を考えておられるのか、市長の所感を伺うものであります。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（中山五男） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは5番久保居光一郎議員から、（仮称）市高齢者総合健康センター構想の提案について、メガソーラー事業誘致と再生可能エネルギー導入、活用推進について、南那須地区の中学校統合と江川小学校の耐震問題について、そして指定管理制度の現状と今後のあり方について、大きく4項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の仮称市高齢者総合健康センター構想の提案についてお答えをいたします。本市の高齢化率は、平成24年8月1日現在の住民基本台帳によりますと28.14%でございまして、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっております。この高齢化率は、議員御指摘のとおり、年々進んでおりまして、ことし3月に作成をいたしました高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画では、平成26年度に高齢化率が30%を超えると推計をしております。今後の高齢者福祉の大きな課題となっております。

さて、高齢者の健康維持管理施設及び市民相互のふれあいの拠点といたしまして、仮称市高齢者総合健康センター構想についての御提案であります。本市では、高齢者を対象とした予防介護事業といたしまして、今、各自治会公民館等を活用した自治会単位のいきいきサロンを市内の41会場で実施をしております。いきいきサロンは介護予防事業にとどまらず、地域の高齢者が集える居場所としての機能も果たしておりまして、高齢者が触れ合う地域の大切な拠点となっております。

また、市では、このいきいきサロンを発展をさせた地域の居場所、見守り等の機能を持つ高齢者ふれあいの里を整備し、地域の高齢者は地域で支え、高齢者が地域で安心して生活できるよう体制整備を進めているところでもございます。

平成23年度には、旧向田小学校の一部を改修して向田ふれあいの里を整備し、市が委託をいたしました地域住民の組織が介護予防を目的としたいきいきふれあい塾事業や、地域の居場所づくり、ふれあいレストラン事業等を運営をし、大きな成果を上げているところでございます。

今年度は、7月に大木須地域の地域住民によるふれあいの里事業が大木須集会所を拠点に開始をされました。また、11月には、月次地区でもスタートをする予定でございます。今後も地域住民による高齢者の拠点づくりの拡充に向けて取り組んでまいる所存であります。

このように、市といたしましては、現在、地域単位の身近な居場所を確保するためにふれあいの里整備を推進しているところでございます。議員御提案の（仮称）市高齢者総合健康セン

ター整備につきましても、今後の高齢者福祉行政において非常に重要な提案であると考えますので、市の総合計画後期計画や公共施設再編整備計画の策定の中で議論をしてみたいとともに、他施設との総合的かつ一体的な施設整備に努めるよう検討してみたいと考えております。

次に、メガソーラー事業誘致と再生可能エネルギー導入・活用推進についてお答えをいたします。東日本大震災に伴います福島第一原発事故の影響を受けまして、市では再生可能エネルギーの積極的導入活用に向けた再生可能エネルギー導入・活用推進計画を策定をし、本格的な導入推進を図ることといたしました。

特に、御指摘の太陽光の利活用を最優先として取り組む事項として、那須烏山市サンライズプロジェクトとして市民の皆さんや事業者を対象に、太陽光発電システムの設置に対する財政支援制度を新たに創設をしたほか、企業誘致の一環といたしましてとちぎサンシャインプロジェクトとの連携により、メガソーラーの誘致に積極的に取り組んでまいりました。

御質問のございましたメガソーラーにつきましても、おかげさまで市有地1カ所、民有地3カ所、4カ所の候補地のうち2カ所において事業者が決定をされたところであります。そのうちの1カ所が七合中学校跡地でありまして、世界初の両面太陽電池を採用した大規模発電所として具体的な設置準備が進められております。

また、残り2カ所の候補地のうち1カ所につきましても、事業者からの参画要望が寄せられているほか、民間レベルにおいて本市へのメガソーラー整備が計画されるなど、動きが活発化してきております。メガソーラーにつきましても、太陽光発電の飛躍的な拡大にとどまらず、地域の活性化や災害に強いまちづくりに大きく貢献できますことから、久保居議員同様、市独自のメガソーラー事業を積極的に推進していく必要性を十分に感じております。現在、メガソーラー事業者が進出をしやすい環境を構築するため、既存で運用しております企業立地奨励金の対象事業の見直し検討も進めているところであります。

また、七合中学校跡地におけるメガソーラーにつきましても、地元の中山、八ヶ平地区を対象とした説明会を開催をいたしましたところ、メガソーラーの設置を歓迎する声とともに、耕作放棄地や国営塩那台地への積極的なメガソーラー誘致を期待する多くの要望が寄せられたところでございます。

国では、耕作放棄地のうち、長期にわたって耕作をされていない農地の有効活用を図るために、農地法の規制緩和によるメガソーラー発電の推進が進められようとしておりますが、国営塩那台地の有効活用を実現するため、引き続き国、県と協議を進め、多くのメガソーラーが進出可能な敷地の確保に努めてまいる所存であります。

那須烏山市がメガソーラーの先駆的拠点として、全国にその名を広めることができるよう、引き続き積極的な誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電システム設置費補助であります。これも那須烏山市サンライズプロジェクトの一環といたしまして、今年度より新たに創設をいたしました財政支援制度であります。8月末日の時点で50件、749万3,000円の予約申し込み申請が提出をされている状況でありまして、今年度当初予算で計上いたしました予算額を既に大きく上回る結果となっております。

県におきましても、3,000件の予算枠に対しまして、7月末日時点で約2,000件の申請がございまして、今後も増加が見込まれますことから、3,000件分の補正予算が予定をされているようであります。これは東日本大震災直後に発生をいたしました大規模な停電に対する危機意識や電力不足による節電意識の高まりのほか、電気料金の引き上げに対しまして市民が敏感に反応した結果によるものと考えしております。

本市では、平成24年度を再生可能エネルギー元年と位置づけまして、積極的な導入推進を図ることといたしております。このようなことから、市民の経済的負担を軽減をし、より多くの太陽光システムの設置を支援するために、本定例会において40件、561万3,000円の補正予算も計上させていただいたところでありまして、議員各位の御理解、御協力で議決をいただきまして大変ありがとうございます。感謝を申し上げます。補助制度の活用につきましては、広報紙等を通じて市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

結びになりますけれども、市総合計画前期基本計画も最終年度を迎えます。この時期でございますが、さんさんと降り注ぐ太陽光を最大限に活用した再生可能エネルギーの普及拡大により、まさにひかり輝くまちづくりを実現をさせてまいりたいと考えております。引き続き御理解、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

次に、南那須地区の中学校統合、江川小学校の耐震問題についてお答えをいたします。中学校の統合問題につきましては、昨年9月の定例会において久保居議員から御質問いただいているところであります。少子高齢化が進展をする中で、児童生徒の減少傾向は避けられないものと考えられます。このため、市ではことし6月29日に那須烏山市立学校再編検討委員会を設置いたしました。学校統合も含めた市内全体の教育環境の調査検討を進めているところでございます。

検討委員会メンバーでございますけれども、小中学校PTAや幼稚園、保育園の代表、議会議員の代表、自治会関係者など14人を選定をさせていただきまして、8月24日まで3回の会議を開催をいたしております。この中で、本市が直面する現状や課題を調査をいたしまして、次代を担う子供たちの教育効果を第一に考えまして、将来にわたって最適な規模の学習集団を編成し、学校が学校として最大限の効果を発揮できる教育環境をつくり出すために、本市の地理的条件や歴史に配慮しながら、本市にとって望ましい教育環境について検討しているところ

であります。年度末までには、一定の方向性を含む答申が出されますので、それに地域住民や保護者等の意向に配慮し、判断を出してまいりたいと考えております。

なお、江川小学校につきましては、日常の点検と保守管理等をより慎重に対応してまいりますが、先の大震災の影響等も心配をされますので、建築士資格を有する技術職員による調査を実施をいたしまして、危険箇所につきましては何らかの措置を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、指定管理者制度の現況と今後のあり方についてお答えをいたします。本市における指定管理者制度は、民間のノウハウを行政施設の運営に生かすことで、施設の効果を最大限に発揮するために平成18年9月から導入をしたものであります。翌平成19年度には、公募によりまして指定管理業者を選定することといたしまして、市議会の議決を得て平成20年度から5年間の指定を行いました。

うち観光物産センターは、指定管理者との協定が最終段階で不調に終わり、再公募によりまして市観光協会を指定管理者に指定をしたところでございますが、昨年の大震災で壊滅的被害が生じたことから、平成23年度末で施設を廃止をし、指定解除に至ったところであります。

また、ふれあい交流体験館並びにビニールハウスいちご園は、指定管理者でありました農業公社が、公社事業に集中するために指定期間中途での撤退の申し入れがありましたことから、再度公募の結果、現在の大和久福祉会並びに大里いちご生産組合を平成25年度までの5年間指定したところでございます。

ここで各施設の指定管理の現況を順に御報告を申し上げます。まず、市民ふれあい農園は、全40区画のうち平成23年度は19区画、9名の利用でありまして、平成24年度は15区画、6名の利用でございます。利用が伸び悩んでおりますのは、自然休養村施設と連携をして都市と農村の交流に利活用されてきましたけれども、震災で温泉を初め他の施設が全て廃止となった影響が大きいものと考えられます。平成23年度の収支状況は、指定管理料の40万円を含めて63万2,820円の収入に対しまして、62万1,980円の支出であります。

次に、ふれあい交流体験館は、大和久福祉会がパン工房として活用し、5人の施設利用者と3人の職員が常駐いたしております。平成23年度の来客数は8,712人と増加をいたしまして、売り上げも913万2,700円と前年対比124.5%の実績がございます。平成23年度収支状況は、指定管理料220万円を含めまして、1,863万6,277円の収入に対しまして、2,145万4,200円の支出であります。赤字ではございますが、他部門からの訓練給付費等から補填をされるために、経営には支障がないという報告でございます。

ビニールハウスいちご園は、ふれあい交流体験館の一部とともに、大里いちご生産組合を指

定管理者といたしております。原発事故に伴う放射能の風評被害の影響もございましたけれども、平成23年1月から5月のシーズン売り上げは558万2,178円と、前年比94.1%でございましたが、ことしは712万6,664円と前年に比べまして127.7%に増加をいたしまして、いちご狩り入園者も2,373人と前年対比で330.5%となっております。平成23年度の収支状況は、指定管理料の230万円を含めまして1,144万3,913円の収入に対しまして、1,134万7,202円の支出でございまして、今年度への繰越金が9万6,711円となっております。

山あげ会館は、市観光協会を指定管理者に指定をいたしております。企画展や各種キャンペーンを企画するなど工夫をいたしておりますが、入館者は年々減少の傾向にあります。その要因は、施設建設から約20年が経過をしているほか、昨年は大震災による休館と原発事故に伴う放射能の風評被害の影響が大きいものと考えております。なお、風評被害につきましては、東京電力に賠償請求し、22万5,180円の賠償を受けたところでもあります。平成23年度の収支状況は856万円の管理料を含めまして、1,270万510円の収入に対しまして、1,231万9,093円の支出でありまして、今年度の繰越金38万1,417円となっております。

龍門ふるさと民芸館でございしますが、市観光協会を指定管理者に指定をいたしまして、入館者数は年間3万人強と大きな変動はございません。龍門の滝には一定の観光客が来訪しているのに加えまして、龍門ふるさと民芸館の入館無料が要因となっております。平成23年度の収支状況ですが、349万円の管理料を含む416万9,631円に対しまして、382万4,033円の支出でありまして、今年度への繰越は34万5,598円であります。

観光物産センターは先ほど申し上げましたように、ことし3月で廃止といたしております。これらのほか、平成24年度末にはJA那須南を指定管理者といたします農産物等加工処理施設、南那須土地改良事業団体協議会を指定管理者とする農業会館、八ヶ代コミュニティセンター管理組合を指定管理者とする八ヶ代コミュニティセンターも指定期間が満了となりますが、いずれも管理料は無料でございます。

農産物等加工処理施設は、みそ加工施設といたしましてJA組合員142人が利用いたしております、4,214キログラムのみそを加工いたしております。平成23年度の収支は191万1,821円の収入に対しまして、64万9,015円の支出でございまして、今年度の繰越は126万2,806円でございます。

農業会館は土地改良区の事務所といたしまして、八ヶ代コミュニティセンターは八ヶ代自治会の公民館として良好に維持をされております。

次に、指定管理者満了となる施設の今後のあり方について、お答えをいたします。繰り返し



になりますが、平成24年度末に指定期間満了を迎えますのは、市民ふれあい農園、山あげ会館、龍門ふるさと民芸館、農産物等加工処理施設、農業会館、八ヶ代コミュニティセンターの6施設でございます。これらは毎年度提出されます事業報告書に基づき、指定管理者による管理運営が適切かつ確実にされているのか。安定的、継続的な運営が可能な状態にあるか等を数値や指標等で客観的に採点、監視するため、モニタリングを実施してまいりました。

その結果、指定管理者に対しまして改善指示書を作成するなど、適宜必要な指導を行ってきたところであります。また、現地訪問による施設確認、利用者アンケート等をもとにしたヒアリングを行い、今後の管理運営についての意向を確認してきたところであります。あわせまして、指定管理者の運営を管理監督する立場から、民間のノウハウを生かした運営やその効果について検証しているところであります。

今後のあり方につきましては、現在検討段階でございますが、その中で市民ふれあい農園は施設規模が小さく、新規参入の見込みが薄く、運営には農作業のノウハウが必要でありますことから、公募を行わず引き続き農業公社の指定を検討いたしております。

山あげ会館及び龍門ふるさと民芸館は、本市観光の拠点となる施設でもございまして、その規模の来館者数から新規の民間参入も期待できるものと考えております。これまでの実績を含めて検証し、公募による指定管理業者選定を検討してまいりたいと考えております。

農産物等加工処理施設及び八ヶ代コミュニティセンターは、現在指定管理者でありますJ Aなす南及び地元八ヶ代自治会に施設移管または貸し付けする方法も検討してまいりまして、また、農業会館は実質的に南那須土地改良区の事務所として使用しておりますことから、大桶運動公園管理棟に入居しております烏山土地改良区と同様に行政財産使用料、条例に基づく取り扱いを検討してまいりまして、いずれも指定管理制度による指定から除外を検討しているところでございます。

平成25年度末に指定期間満了を迎えますふれあい交流体験館及びいちご園は、現在の指定管理者に適宜ヒアリング、モニタリングを行い、公募の有無や施設の存廃も含めて総合的に検討いたしていくことといたしております。

今後は指定管理者制度の導入のメリット、デメリットを十分に勘案し、老朽化した施設の存廃も含めて施設管理及び行政サービスのあり方を慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上答弁終わります。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま答弁をいただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。今、12時20分前でございますけれども、お昼ちょっと過ぎぐらいま

ではできれば終わらせたいなと思っておりますので、簡潔な答弁をお願いいたしたいと思っております。

まず、1番目の質問でございますけれども、ただいまの市長の答弁は、私が高齢者の健康福祉センターなるものをつくったらいかがかということに対しまして、現在、市ではいろいろな地域において予防介護対策とか、いきいきサロンとか高齢者のふれあいの場を設けてやっているところであるというようなことございました。

当然向田とか、今度大木須も始まると思いますが、そういう地域の高齢者を見守る、地域が地域で高齢者を支えるということは私は大事だと思います。それと、この前の、私、一般質問でも申し上げましたように、自治会の自主防災組織の拠点として、やはり地域の公民館などを生かしていくというのが地域の役割なのかなというふうに思っております。

ですから、公民館単位でやる活動については、新たに3,000万円も4,000万円もお金を投入してつくるというのは私も前にも申し上げましたようにいかがかと思っておりますけれども、そういう単位での地域のふれあい、高齢者の見守り、災害時の防災拠点、そのためにはある程度のそういう交流とか活動があってしかるべきかと私も思っております。

しかし、これから初めの質問にも申し上げましたように、あと10年たつと市長も私も大体後期高齢者に入ってくるんです。団塊の世代というのは、私、調べてみたんですけれども、大体一般的には昭和21年から23年までに生まれた3年間をいうという説もありますし、21年から25年までに生まれた5年間を団塊の世代というちょっと異なる意見もあるようでございますけれども、いずれにしても、我々、今63歳でこれから64歳になるところなんですけど、63歳から65歳の人が、63、64、65だけ的人数で全国で664万4,000人、これは都道府県で人口第6位の千葉県の人口に匹敵するだけの人がいる。

私の持論は、昭和21年からうちのこの行政報告書の年代別の人口構成を見ていただくとわかると思うんですが、昭和31生まれまでの11年間ぐらいは団塊の世代だというふうに捉えていいんじゃないのかなと思ってるんです。

それはなぜかといいますと、昨年、本市で生まれた赤ちゃん、今1歳ですね。1歳の子供が185人なんです。昭和31年に生まれた方が今現在432人いらっしゃるということは、1歳児の2.5倍以上いる年代が、我々昭和21年から昭和31年までは、今現在生まれている赤ちゃんの人口の2.5倍いるということであれば、本市においては団塊の世代というのは10年間ぐらい続くんだというふうに捉えたほうがいいんだというふうに感じております。

そのときに、私たちが75歳になって、今、ゲートボールとかバードゴルフとかいろいろお年寄りには本当に元気にやっておられますけれども、私たちがゲートボールをやるのかといった場合に、やはりできればゴルフが好きな方はゴルフをやっているような状況なんだろうなと私

は思います。

そういうことを考えたり、地域で地域の交流を図ったり、防災のときには地域で初動の体制をとったりすることはいいことだと思うんですが、やはり高齢者がふえてくるわけですから、どこか1カ所にお風呂も入れる、食事もとれる、そしてそこで簡単に血圧をはかったり、いろいろな運動もできる、踊りもできる。そういう総合的な健康センターを考えられてはいかかなど。これは当然高齢者だけだと利用頻度が少なくなりますから、一般の市民の方も料金の格差はつけるにしても、皆さんに使っていただけるようなそういう中での高齢者健康センター、これも1つ一考に値するのではないかなと思ひまして提案をするものであります。

当然地域においてなのは大事でありますけれども、それと並行した全市的な、そこでまた市民が交流する。それは民間に頼んでもいいでしょうし、公設民営でもよろしいでしょうし、また、これこそボランティアで皆さんにお手伝いに来ていただいて、そのボランティアに来ていただいた方にはボランティア券みたいなものを差し上げて、その方が利用する場合には割安で利用できるとか、そんな市民との協働ができるそんな高齢者を見守り、また、健康の増進を図るような、いつまでも長生きしていただいて。

これはこの間知事もお話ししてはいたけれども、ある朝気がついたら100歳になっただけけれども、次の日眠っていたというような形で長生きできる。そういうことを県としても考えたいというようなことをおっしゃっておいりましたけれども、やはりそのようなことも検討されてはいかかかと思ひますけれども、もう一度市長に所感を伺いたいと思ひます。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 高齢化率の趨勢を今、最初に述べられましたけれども、私もそう思いますね。ことしの敬老会の招待者数、75歳以上を対象にさせていただいておりますが、5,029人いらっしゃいます。そして、高齢化率が28%でございますので、65歳以上ですね、したがって、これからの団塊の世代がこれから10年間はさらに高齢化率を引き上げる源になると思ひます。その後は、やはり人口減少と同時に高齢化率は下がっていくものと推計はいたしております。

そういう中で、御提言の仮称でありますけれども、市の高齢者総合健康センター整備につきましては、先ほど申し上げましたように、そういった高齢化社会における施設としては重要な提案であると認識をいたしておりますので、今、総合計画の後期計画の策定の中で議論をしていきたい。また、それに公共施設再編整備、これもやはりつくっていかねばなりませんので、その中でそういった議論を入れながら、先ほど申し上げましたふれあいの里等の総合的な一体的な施設整備のあり方を検討していきたいと思ひます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） わかりました。ぜひすぐつくれというわけではございませんけれども、検討をしていただきたいと思います。

合併債、本市にいただいている合併債、あと使用枠は二十数億円だと聞いておりますので、ぜひそれらも活用して前向きに検討していただければなと思っております。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。メガソーラー事業誘致と再生可能エネルギー導入、活用推進についてであります。大分このメガソーラーに関しては、いち早く栃木県のサンシャインプロジェクトに本市も手を挙げて4カ所の候補地を選定した。そして、2カ所が決まったということは先ほどの質問でも申し上げましたように、大変喜ばしいことでもあります。ぜひこれは市長、いろいろまた候補地も挙がっているようでございますけれども、前向きに力を入れて取りこんでいただきたいと思いますというふうにこれは要望とさせていただきます。

それから、今、市で行っております再生可能エネルギー導入、活用推進計画に伴う太陽光発電における補助金の問題でございますけれども、ただいまの市長の答弁で50件、制度に申し込みがある。足りなくなって今回の補正で561万何がしを補正したということでございます。大変これもメガソーラー事業と当然関連しているわけですから、当然進めていただきたいと思います。またこれは、来年度も再来年度も財源にも限りがありますが、できれば継続をしていったほうがいいのかと思うんですが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。メガソーラーにつきましては、先ほども答弁申し上げましたように、極めて強い企業誘致の一環といたしまして、民間の企業誘致をトップセールスのもとに私はやっていきたいと思っております。今、具体的に2民間の参入がほぼ決定をしておりますけれども、さらにこのメガソーラーにつきましては、いろいろと立地的な好条件がございますので、というのは、送電線に近いとか、そういった立地的に恵まれている、そういった地形がございますので、そういった極めて有利な地形を生かした形で、さらにさらにできれば、県内一はもちろんのこと全国でも参観者が出るメガソーラー基地にいち早くしていきたいなど。

私、ここ3年間が勝負だと見ておまして、今年度を初めこれから2年目、3年目という中であるべく対応を十分やりながら、優遇策も前向きに検討しながら誘致企業を積極的に誘致していきたいと思っております。また、太陽光の補助金についても、県のサンシャインプロジェクトに基づくことと並行した形で今後も継続していきたいと思っております。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） この太陽光の冬季の日照時間は栃木県は全国で2番目に多いんだ

そうですね。当然うちのほうもそれと同じぐらいの日照時間があるんだと思うんですが、ぜひ今、市長が言われましたように、積極的に進めていただきたいと思います。また、市民に対する太陽光の設置に関する補助金についても、できるだけ来年も再来年も続いて継続できるようにひとつ御検討をいただきたいと思います。

続いて3番目の質問に移らせていただきたいと思います。これも私が先ほど申しましたように、3回質問をいたしております。あれから市長の答弁では、喫緊の課題と理解しているので、諮問機関を立ち上げて検討するというふうには言っておられましたが、その状況は答弁によると、まだあまり進んでいないようであります。これは私、この前も申し上げたと思います。もちろん地域の意見や保護者の意見を聞くのはもちろんでありますけれども、やはりこれだけ江川小学校もまだ耐震構造がされていない。

そういう事態の中で、昨年のようなああい地震が起きたことを踏まえれば、早急に行政指導でやはり進めていく必要もあるんじゃないのか。だから、地域の意見も保護者の意見も聞かないというんじゃないですよ。こんなふうにしたいんだけど、どうだろうというような提案を出しながら、やはり行政リードで進めるということが必要なんじゃないのかな。当然長期的な少子化による学校再編の計画もその中にはあると思うんですが、取り急ぎ下江川中学校を荒川中学校に統合すること、それから江川小学校をこれは私の個人的な案ですけども、今の下江川中学校に移転することあたりのことは、早急に行政指導で行ってはどうかなと思うんですが、再度質問をさせていただきます。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほどもお答え申し上げましたが、この議員御指摘の諮問機関なるものは6月29日に那須烏山市立学校再編検討委員会を教育委員会内に立ち上げました。各界、各層から14人のメンバーで構成をしているということで、既に3回の会議をもたれておりますので、そのことについては教育委員会のほうから報告をさせていただきたいと思いますが、今の議員の御指摘は、そのようなところで先ほど申し上げましたように、年度末にはその検討委員会からの何らかの答申があることになっておりますので、それを踏まえた形で今後の統廃合の判断にしていきたいというふうに申し上げましたので、そのことはひとつ御理解を賜りたいと思っております。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今年度中には何らかの方向性を示していただけるということではありますが、いずれにしても、スピード感を持ってやっていただきたいなというふうに強く要望をしておきたいと思っております。

続きまして、4番目の指定管理者制度の現状と今後のあり方についてお伺いをいたします。

先ほど市長からは順調に指定管理が行われているというような旨の答弁がございました。私は、また別の観点から2点目の御質問をさせていただきたいと思います。

やはり私は初めにも市民の要望書にたとえて申し上げましたとおり、行政は公平、公正な見地で指定管理の場合ですよ、公募をして、そして、選定をして、指導や管理を適正に行っていくというのが行政のやり方であると思っております。

今から質問することは、これは私は相手方の指定管理をしている団体に対してではありません。行政の指定管理に対する対応についていかなものかというような観点から御質問をしたいと思います。

まず、初めに私が今質問いたしましたいちご園、それからふれあい農園、ふれあい交流体験館、観光協会については後で聞きます、について担当課長からお聞きしたいと思います。これ、指定管理をしたわけですから、当然指定管理者、指定申請書の受理をされたわけだと思うんですが、その文書は適正に管理されておりますか。大丈夫ですね。

年度ごとに事業報告書を出すことになっておりますけれども、これも提出させているのか。また、モニタリング調査とかチェックシートによる検査なども年ごとに行っているかどうか。指定管理料は契約のときに決めるわけですね。5年契約でどういう事業計画で、そして年間幾らの指定管理料ということで決めるわけですが、この指定管理料は年度によって変更がありますか。ないですか。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 3つの事業所とも年間の報告とか収支の関係、いただいております。それから、指定管理料につきましても、売り上げとか事業の実績によりまして再検討を繰り返していくということになってございます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 指定管理料については、契約時から変更はありますか。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） これに関しましては、やはり受託されている団体と協議をしながら、本来であればゼロに近くなるのが原則といたしますか、望ましいんだというふうに理解しております、その都度売り上げ、収益等についての話し合いをしながら変更してまいるということでございます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） その年度ごとの金額というのはわかりますか。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 申しわけありません。売り上げ等の実績は手元にあるんですが、指

定管理料の今までの流れといいますか、一覧表等になっているものは手元にございませんで、後で御報告申し上げたいと思います。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） もう一度お伺いします。指定管理業務に関する改善指示書というものは、農政課が所管する施設においては出されたことがありますか。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 改善指示書といいますか、毎年ヒアリング、モニタリング等を行いまして、その場でお互いにこういうところを努力してほしい。こういうところを修繕してほしいという要望もありますし、こちらからの依頼もございまして、そういうことでヒアリング等で毎年行っている状況でございます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） わかりました。それでは、その指定管理料が年ごとに多少変更があったということであれば、後でその資料を私にひとついただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次に、商工観光課が所管する観光協会が指定を受けている3つの施設について伺いたいと思います。これは何うというよりも、実は前回のことし3月までの経済建設常任委員会において、3月は予算の審査報告の中で委員長報告の中で意見、要望として入れられたことでもありまして、継続して我々経済建設常任委員会で2回ほど調査をさせていただいたところでもありますので、大筋のことは課長もわかっていると思います。あまりここで課長を責める気はございませんが、事実のみをもう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

1番目に指定管理者指定申請書の受理についてでありますけれども、これは市で受け取った相手方から出された指定管理者指定申請書のコピーでございます。こういうものなんですが、これは当然大事な市の保管文書になると思うんですが、ここに案と書いてあります。この案と書いてあるものを我々民間の団体が持っていったときに、行政は受理するんですか。これ、皆さんに聞きたい。それから、ここに受付印がある。こちらは受付印がない。これはコピーを私はいっているつもりでいるんですが、こういうものでも受理するんですかというのが1つ。

それから、この中を開くと、ここの中には当然重要な運営開始年月日、終了年月日というのがあるわけですね。これは山あげ会館にしてもこの施設においてもそうです。それが記入されていない。これ、一般の方が持っていったら行政は恐らくここに記入してきてくださいという指導をすると思うんです。されていない状態のものでございます。

それから、こちらにも書いていない。それと、こちらはもう1通は横棒書いて手書きで直して修正印も何も押していないというような状態であります。これ、後でよろしかったら見ていた

だきたいと思うんですが、これ、どなたでもいいです。どの課長でもいいです。こういうものが公文書としてちゃんと受理されるんですかということ伺いたい。市長もぜひごらんいただければと思いますので。

○議長（中山五男） それでは、ここで休憩をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き久保居議員の質問から再開をいたします。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） それでは、お昼を挟みまして再度質問をいたします。

初めに大変失礼をいたしました。先ほど学校の江川小学校の耐震問題について教育長からも答弁をいただく予定でありましたけれども、私が余りにもせっかちでございまして忘れておりましたので、ここで答弁をいただきたいと思うんですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（中山五男） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） ただいま先ほどの延長戦ということになるかと思いますが、江川小学校の統合問題についてお尋ねがございました。江川小学校の統合という視点からでなく、現在、過日、久保居議員から御質問がありました学校統合も含めて、総合的にこの問題も話題の中に入れて今、検討をしております。かいつまんで申し上げます。

学校再編検討委員会の中で、現在3回終了いたしました。14名の委員、真剣に自分のそれぞれの職員のトップリーダーの方たちです、方向としては子供たちのために子供たちのことを考える。将来の子供たちの夢を実現するためには切磋琢磨する環境をどうしても整えなければならないという方向で一致してございます。

第4回目は、したがってそれぞれ課題、問題を提言された委員方と一緒に学校を訪問して、第4回の検討委員会の詰めに入りたいと思っています。後日、2月までにはこの問題を答申を受けまして、教育委員会で議決をし、市長に答申をして議会の議決を経てこの問題の終息ということになります。その過程で江川問題については、先ほど市長答弁のとおりいろいろな課題もございしますが、市の都市建設課等の一級建築士の技術職等々の御指導を得ながら、再々細かなメンテナンスを図りながら、この問題を解決して一日も早く方向性を見出してもらいたいと思っております。どうぞ御理解をいただければと思っています。

以上です。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま教育長から答弁をいただきました。江川小学校の統合に



関しては、学校再編検討委員会を設けて、今まで3回検討委員による検討をされている。一日も早くこれを具現化するように努力したいというような答弁の要旨であったかと思えます。ぜひ先ほども市長にも申しあげましたように、スピード感を持って進めていただきたいなというふうに要望させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それではまた、先ほどの指定管理のほうに入らせていただきたいと思えます。先ほどはこの指定管理者指定申請書について適正な受理がされたのかということについて伺いました。それぞれこれを見ていただいた方がどう御判断するかでございしますが、私は、これは行政としてはこういう文書は受け付けるべきじゃないというふうに考えております。以上、そのことだけ申し上げておきたいと思えます。

次に、モニタリング調査やチェックシートを用いて、毎年指導及び管理を行っているというような市長の答弁でございましたし、これは今まで我々が調査した中でも担当課長からもそのような答弁をいただいております。

しかし、そのモニタリングなどを踏まえてチェックはしているんでしょうけれども、観光協会が指定管理を受けている施設は、山あげ会館、龍門ふるさと民芸館、今はありませんけれども当時は大金駅前観光物産センターであります。これは実績はどうか。指定管理を受けた後の実績はどうかということについてであります。指定管理が行われる前、指定管理は平成20年から今の合併した新しい観光協会がしているわけであります。このデータによりますと、旧南那須、烏山時代のときには平成17年です。山あげ会館の入館者数が1万6,353人でございました。私が当時、南那須の観光協会長をやっていた、烏山は烏山の観光協会長がおられた。そして、新しく那須烏山市観光協会として合併したのは平成19年であります。

そのときにも、入館者数は2,000人ほど減っておりますけれども、1万4,360人でございました。それが平成20年度から今の現体制の方々が指定管理を受けているわけでありましてけれども、平成20年になると4,000人近く落ちて1万940人、平成23年、これはもちろん地震がございましたけれども、それまでの時点での入館者は8,466人でございます。平成23年度の実績は、ほかの資料にもございますように5,581人ということで、平成17年の1万6,353人からすると、3分の1に今激減しているような状態でございます。

幸いふるさと民芸館は平成17年は3万4,356人でした。それが、平成23年度の実績では2万7,189人ということで、こちらのほうは5,000人ぐらいの減でとどまっております。

物産センターにおいては、平成18年のときには、これはちょうど合併する以前なんですけれども2万1,403人、入館者がございました。それが、平成22年度、これは震災を受け

る前までの時点でございますけれども、9,864人と60%近い減少になっているわけがあります。であるならば、このモニタリング調査の中で、またチェックシートを書く中で、何らかの指導ができなかったのかなというふうに思うわけがあります。

それから、もう1点、指定管理料を出しながら緊急雇用創出事業というような予算を観光協会の中にことしも入っておりますけれども、4回、5回と一番古いものは平成22年の1月から3月まで、平成22年4月1日から平成22年12月31日まで、平成23年、昨年度は4月1日から3月31日まで、2本のふるさと雇用創出事業とか、緊急雇用創出事業という名目で昨年度あたりは750万円ぐらいを投入しているわけがあります。

これについての報告書をちょっと出していただきたいというふうに申しましたら、出てきたのはこれにかかわった人件費の明細だけでございます。ここに書いてある事業名は観光PR事業ということでありますから、これは人件費だけの報告でいいのか。この人たちを使ってどういう観光のPRに対する事業を行ったのかぐらいの説明は、A4判1枚ぐらいでも結構でございますから、こういうものもきちっと出すべきではないのかなと。民間のほうから緊急雇用の公募をする報告書を出せということになれば、やはりやったその事業内容などについても報告を求めるのが行政の従来のやり方なんだろうと思います。であれば、それに準じてそういうものも提出してもらうのが筋じゃないのかなというふうに私は考えております。

それから、続きましては改善指示書、先ほど市長が答弁の中でおっしゃいました。指定管理業務に関する改善指示書などを出しまして適正に指導をしているというような御答弁をされましたけれども、この改善指示書は市長名で指定管理の代表宛てに出すものであることは皆さん御存じのとおりだと思いますが、これは平成20年の4月1日で締結した指定管理において、もう既に平成21年に1枚、山あげ会館において提出されております。それから、平成22年にも同じような名目でまた出されております。平成23年にも出されている。3年間続けて出しております。

また、龍門ふるさと民芸館についても、平成21年、平成22年、平成23年に3年間続けて出している。物産センターにおいても平成22年の7月9日に出している。この指定管理に関する改善指示書の内容は、このようなことが書いてあります。平成20年4月1日付で締結した那須烏山市、これは山あげ会館のものなんですけれども、山あげ会館の管理に関する基本協定書に定める指定管理業務に関し、水準が充足されていないと認められる業務があるため、那須烏山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第13条に基づき、下記のとおり業務改善を指示します。内容を確認の上、速やかに業務改善計画書を提出してください。なお、指示した業務改善がなされない場合は、同条例第14条に基づき指定の取り消しまたは期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができることを申し添えますと

いうふうに書いてありますね。

これは1年目に出して、そしてその指示したものを改善するように勧告する文書だと思うんですね。これが市長名で出ているわけです。それを3回出している。と同時に、先ほど言った緊急雇用創出事業を横から入れているということは、言い方は悪いですけども、注意をしながら、げんこつをくれながら、ポケットに小遣いを入れているのと同じなんです。こういうやり方が本当に行政がやる適正な指導なのかどうか。これについて、どなたか、もし、所感でも答弁でも結構ですから、あったら伺いたいと思います。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 3点ほど質問がありましたが、その前の午前中の先ほどの文書の件につきましては、簡単に説明申し上げたいと思います。これらにつきましては、先ほど提示された案と載っている文書ですね、それにつきましては、多分5月の21日、常任委員会に渡した文書かなと思っております。そのときに、その案についていろいろな指示がありまして、そのときに説明を申し上げたとおりでございまして、正式な原本は当然総務課にあります。

その案といった文書は、情報公開がありまして、そのときに情報公開で案をつけて情報公開がありましたので、別紙案について案のとおり情報公開をしてよしいかという案を出した、そのやつをコピーしたものですから、コピーしたものを常任委員会のほうに提出したということでございまして、当時その説明をした文書でございます。

入館者につきましては、久保居議員おっしゃるとおり、かなり減少しておりますが、ただ、平成23年度は那須烏山市だけじゃなくて、風評被害、原発関係で県内全域の観光施設等も同じく減少をしているということで、当然那須烏山市もそういったあおりがあって減少したことも1つの要因かなと思っております。ただ、観光協会としましても、十分に平成23年度も東京方面にいろいろイベントがありまして、そういった積極的に参加をいただいてPR活動をしております。ただ、それがしたからすぐ来るとか、結果的には至らなかったこともあります。そういうことで十分に観光協会としても指定管理者として一生懸命やっていただいたなと思っております。

また、質問2点目、緊急雇用対策につきましては、その観光PRということで人件費相当分で今申し上げましたように、観光PRには十分に尽力をいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今、課長に答弁をいただきましたので、あえてまた言いますけれども、あまり難しいことを言わなくていいんです。私に出してくれた、これは案の文、なぜそ

れだったら平成19年11月20日の消印があるんですか。案として出すんだったら、こんな消印要らないでしょう。そうでしょう。だめなものは全部都合悪いとか、墨べたで消してあるじゃないですか。それが本当かもしれないけれども、あまり信用できないような答弁はしないでくださいよ。誠意のある答弁をお願いします。

間違ったっていいんですよ。間違いを改めるのは何もはばかりなことないでしょう。うそにうそを重ねるようなことはないと思いますけれども、そういうことだけはやめていただきたい。我々に参考としてコピーしてそういうものを持ってきたんだ。案のものを持ってきたんだというんだったら、何でここにその年度の消印なんかおす必要ないでしょう。そういうことをはっきりその時点で言ったらいいでしょう。それを言わない手で今ごろになって言うなんて、そんなことは言わないで結構でございます。

それから、今、風評被害でどうのこうの観光協会をかばうといいますか、思いを抱くというか、に対して力を注ぐのは立場上当然でございますけれども、これは私が言っているのは、平成23年度の震災のあれではありません。平成22年度にはもう既に激減しております。震災以前の問題であります。そういうところを私は観光協会に言うんじゃない、課長は観光協会は、観光協会とは言いますが、私は行政のあり方として指導のあり方が適切かどうかということをお聞きしているわけでありまして。観光協会ではないということでありまして。

それから、これはもう時間もありませんから最後の質問にしたいと思いますが、観光物産センターでございます。これは皆さん、御存じのとおり、昨年3月11日で大きな被害を受けました。その震災に遭った以降、あそこが立入禁止となりまして閉館になったわけでございます。平成23年の3月11日は行政の年度で言えば平成22年度であります。

でありますから、当然そこに職員が2人在籍していたわけでありましてけれども、震災後は3月31日までにあの物産センターの中にはいろいろな業者から預かっている委託している商品もあったものですから、そういうものを整理するようにと。それから、いろいろな物品の散らかっているものも3月31日までに整理するようにとということで、そこにいた職員たちがきれいに片づけをして、3月31日をもって解雇されたわけでありまして。

であれば、平成23年度の4月1日からは、観光物産センターの建物そのものが閉鎖になったわけでありまして、4月1日からは当然その観光物産センターに支払われている指定管理料というものは、若干の電気料とか維持管理の部分で5万円とか10万円の支出はあるのかなという考えはありましたけれども、よく調べてみたら、この決算見込み書でございます。

実際には160万円ぐらいで決算しているようですけれども、160万円の支出をしている。閉館になっている観光物産センターにおいて160万円支出している。その内訳は、何と4月1日から新しい職員を採用して山あげ会館に置いた。その方に対しての人件費が全て合わせて

107万5,646円、9月まで支払われたということでございます。

これはいろいろな指定管理に関する条例とか、市の規則などと照らし合わせると、こういうお金の使い方はこれは認められるものなのか。適正なのか。これについてどなたか私の質問にお答えをいただきたいと思います。適正か適正じゃないか。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） お答え申し上げます。久保居議員が言われるとおり、9月まで160万円ということで支出しております。これにつきましては、震災以降3月31日で今いったような従来の職員は退職しましたが、その後、1名、御存じのようになり余震等もあります。そういうことで、そのたびに周りの見回りとか、あとそういったためにお願いしたということでございます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 課長の今の説明は前にも聞きました。これはそういう問題ではありません。閉館になっていけば見回りや何かなんていうのは、現有の3施設、同じ団体が指定管理を受けているわけですから、それは現有の職員でもできるわけです。見回り、毎日やりますか。そのために107万円、新しい人を雇用して、今までの3月31日までいた人を解雇してやる必要がどこにありますかと私は思います。

これこそ税金の無駄遣いであり、本来であれば、これ、たとえですよ。その指定を受けている団体からの要請があったにしても、それは使えないと。今、この建物は閉館になっているんだ。閉鎖しているんだ。だから、この指定管理料は一銭たりとも使えないというのが行政の立場じゃないですか。観光協会云々じゃないんですよ。行政の対応を私は言っているんです、全て。これについて市長、どうお考えですか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） そのことにつきましては、過日も同じような質問をいただいていると思います。理由は商工観光課長が言ったとおりでございまして、その支出は私は適正であると認識をいたしております。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 閉館した建物の指定管理料から新たに人件費を107万5,646円、そのほかにも光熱水費38万7,146円、もろもろ合わせて160万円を出すのは、市長は適正であるとおっしゃいましたね。これは私は違うと思う。これこそが税金の無駄遣いであると思います。全く市長と見解が違うのは残念でありますけれども、もう時間がありませんので、まとめに入らせていただきたいと思います。

いずれにしても、これからの市は少子高齢化も進んで大変な時代になると思いますけれども、

その中で活性化を図るための1つのファクターは観光事業にあると思います。ですから、私は観光協会の皆さんもそうだし、商工観光課の皆さんもそうです。また、それにかかわるいろいろな担当課の皆さん、そして、市民のボランティアでそういうまちおこしにかかわっている皆さんもそうでありますけれども、やはりみんなが公平で公正な立場で一生懸命に市のために、市がよくなるために頑張ろうというふうに思っている人は今でもたくさんいると思います。また、私も自分のことで大変恐縮ですけれども、今までそういう気持ちでやってきました。

そういう思いがやはり酌みとられるような公平で公正な、税金を無駄のないように正しく使うように切に要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。この指定管理の質問を私も余りくどくどと何回も何回もしたくない。よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中山五男） 以上で5番久保居光一郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時39分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をいたします。

通告に基づき、10番水上正治議員の発言を許します。

10番水上正治議員。

〔10番 水上正治 登壇〕

○10番（水上正治） 10番水上正治でございます。私はこのところ、4、5年は議会運営の役職についていたということもありましたので、質問を差し控えさせていただいておりました。このたび、フリーの立場になりましたものですから、ただいま議長の許可を得ましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

私は、組織とこの市の活性化問題と2つ大きな問題をテーマといたしました。その1つ、行政組織について、その中で副市長の選任についてであります。副市長は改正地方自治法が2000年4月1日に施行されたことにより、以前の助役を廃して新たに設置されることになりました。地方分権や地方行政改革の流れに沿い、また、市町村長の市町村運営政策立案体制、いわゆるトップマネジメントを強化、再構築すべきとの内閣総理大臣の諮問機関でありました地方制度調査会の答申を受けて、従来の助役の権限強化と明確化を目的として、助役を廃して新たに副市長が設置されたものと理解しております。

地方自治法167条では、副市町村長は市町村長を補佐し、市町村長の命を受けて政策、企画を司り、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされています。また、同条

2項に市町村長の権限に属する事務のうち、委任を受けたものについて執行するとも規定されています。具体的には市町村長にかわって業務の詳細についての検討や政策立案を行ったりするほか、市町村長の判断が不要ないわゆる重要でない事案もしくは市町村長の委任を受けた事案についての決定や処理を行うこととされています。

このことから、本市においても、庶務関係では行政の基本方針に基づく部門計画の決定や課間の事務分担調整など8つの事務、人事関係では、参事及び課長の服務に関することや臨時職員の任命など、さらには総合政策課関係では7つの事務、総務課関係では9つの事務、健康福祉関係では5つ、農政課関係では2つ、商工観光課では同じく2つ、都市建設課関係では4つと、このように数多くの事務を行っていました。

しかし、本年3月をもって石川副市長が退任されました。5カ月を過ぎた今、市長は副市長の選任についてどのような対応を考えているのかをお伺いするものであります。

その組織の2つ目、収納対策室の現状についてであります。本市では、本年4月1日からそれまでの税務課内の南那須分室を収納対策室に組織がえをして、税の徴収率の向上に向けて取り組みを行ってきたところであります。しかし、本市においては、2町合併前から一部企業の大口滞納があることなどから、過日の新聞報道でもおわかりのように、県下26市町の中で徴収率がワーストワンと不名誉なこととなっております。

本年4月の機構改革によって収納対策室ができたわけですが、その設置以来、収納意識の向上と未納対策の一環として積極的に滞納処分を実施していると私も感じておりますが、その滞納処分の件数とそれらに伴っての収納額がどのように変わってきたのか、その現状をお伺いするものであります。

また、積極的な滞納処分の実施によって、納税者等からの不当要求が発生していたかどうか。発生していたとすれば、それらの件数もあわせてお伺いいたします。

3つ目には、重要課題への全庁的な取り組みについてであります。近年の行政需要は多種多様になり、単独の課や局、室等だけでは対応し切れないことが出てきていると思っております。そこで、本市においてはそれらを想定して、平成22年8月4日、規則第46号で那須烏山市プロジェクトチームの設置基準に関する規則を策定し、運用を図っています。

設置基準として、規則の第2条でチームは2つ以上の課の分掌事務に関連する市の緊急かつ重要な施策について、各課から必要な知識、経験等を有する職員の参画を得て、その実現を図ることが適当であると認められる場合に限り設置することができる。また、2項では、チームはその所掌する業務に最も密接な関連を有する課が主管するものとする規定されております。

そこで、本規則によりこの規則ができたその後、プロジェクトチームが設置され、重要な問題に対処した実績があるかどうか、市長の御所見をお伺いするものであります。

大きな2つ目に本市の振興対策についてであります。その中で、工場等の進出希望の現状についてであります。市が発展を遂げるには、ハード面からは工場等が進出してきて、働く場所が確保され、その周辺に住宅等が建築されて、あるいは集まってきて人口がふえることか、あるいはこの地が安住の地にふさわしいとの思いから、ベッドタウン化することが最大の振興であると思います。

順調に経済が発展しておりましたけれども、2007年のサブプライムローンに端を発した翌年2008年9月に発生したリーマン・ショックがありますけれども、このリーマン・ショックで日本はサブプライムローンにはあまり手を出してはいなかったんですけれども、金融会社では大和生命保険が倒産しましたけれども、サブプライムローンには手を出していなかった関係で直接的な影響は軽微でありました。

ところが、世界の経済の冷え込みに世界的な消費の落ち込みや金融不安で各種通貨から逃げた資金が日本円に集まり、超円高になり、それまで景気を支えていた輸出産業に大きなダメージを与え、結果的にリーマン・クライシス以後に経済が最も衰えたのは日本でありました。そこへ、昨年、東日本大震災や台風等による未曾有の災害が発生して、大変な日本となってしまいました。

しかし、ものづくり日本の高度な技術はこれらの悪条件を克服してまでも、いまだに新規に工場建設しようとする力強い経営者も数多くおりますが、本市への進出希望はあるのかどうかを伺うものであります。また、この不況と戦っているこの市でありますけれども、市としての振興策についても伺いたいと思います。

そして、2つ目、人口増対策についてであります。日本の人口が少子高齢化を最大の要因に2005年から減り始め、日本全体が減少する中でありますので、那須烏山市の人口をふやすのは容易なことではないと思いますが、減少を少しでも食い止めようと、私も微力ではありますが努力している一人でもあります。約20年前までの経済成長期には、民間事業者が積極的に宅地分譲や建物の建築を行いました。また、アパート等もかなりの数が建ちました。

しかし、現在ではその開発行為により売れ残りや空き室で業者の財政を悪化させ、新たに開発を行おうとしている業者がいないのが現状であります。市の人口増対策は、市の存亡をかけた重要な対策であると思われまますので、官民挙げてじっくりと、そして大胆に戦略を練って実施していくことが求められております。

民間事業者には、ニーズに合った宅地分譲や建物の建築を行っていただき、そこに居住する人の発掘を積極的に進めてもらう。行政においては、子育て環境の整備あるいは定住促進条例、来年度からは名称が変わりますけれども、条例による経済的な援助あるいはその東西の動脈であります烏山線の存続への取り組み等、重要なことであろうと思っております。そこで、本市



において行われております各種の施策状況をお伺いするものであります。

次に、土地利用についてであります。限られた土地をどう利用するか。これは今後も続く永遠の課題であろうと思います。ただ、日本では大方の土地は私有物で、個人や法人に所有権があることから、他人が勝手に利用することはできません。土地を宅地にし、利用する場合、昨年の東日本大震災までは日当たりがよく、高台で眺望のよいところが好まれていましたが、震災後は平坦地で切り盛りの少ない地盤の固いところというふうに変わってきました。

平坦地の大方は農地であり、作物の作の有無は別として、農振法や農地法の適用を受けるところがほとんどであります。那須烏山市には農業で生計を立派に立てている方が多数おりますので、優良農地は今後も農地として有効に活用していただきます。一方、農地以外に利用したほうが市の発展につながると思われるところは積極的に転用を図ることも必要でないかと思い、御所見をお伺いするものであります。

次に、民間事業の活用についてであります。地方分権一括法が1997年7月に成立し、翌年の4月に施行されました。理念は地方分権の名のもとに国から地方へ官制から民間へとのことでしたが、思うような成果がないままに実質的には国庫補助金が減らされたことにより、地方自治体の行財政運営は大きな転機を迎えてしまいました。

このような状況の中で、本市においては最も効果的なサービスの担い手となり得るかとの考えから、官と民の役割分担のあり方とあわせて、経費の節減の一環として民間活力の導入も積極的に行ってきたと評価するところであります。

民間活力導入の手法としては、1つには民間委託ですね。それから、2つ目には先ほども出ていました指定管理者制度の導入、それから、3つ目には完全な民営化、あるいは4つ目には人材を派遣してもらおう。それから、5つ目には市場化テスト、これは官と民、または民間事業者間で競争入札をして競争サービスにおいて競争原理を導入するものでありますので、あまりなじまないとは思いますが、それもあります。

そして、6つ目にはPFIということで、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという、そのP、F、IをとってPFIというふうな手法があるんですけども、その大方6つがあると思っております。

既に1から4については、組織や団体の運営、さらには効果的な事業の実施のために導入してきました。私は6番目のPFIを検討してはと思っています。PFIは1992年、イギリスにおいて公共投資と財政健全化の両立を企画して考案、導入されたものであり、広義の行財政改革の一手法であります。

一方、日本では1999年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律という長い法律ですけども、通常PFI法が制定され、民間の資金、経営能力及び技術的

能力を活用して公共施設等の整備を行うものであります。

これによって、建設、維持、管理、運営を一体的に扱うことにより、事業コストの削減や質の高いサービスを提供するためのPFIがスタートしたのであります。市においてPFIの導入が考えられる施設としては、公共施設としては道路、鉄道、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等、それから、公用施設としてはこういった役場みたいな庁舎、それから、広域的な施設としては公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、厚生保護施設、駐車場あるいはごみ焼却場、そのもろもろがあるわけですがけれども、こういう施設があるわけでありませぬ。

私はこの中で、昨日も代表監査委員から指摘されておりましたけれども、いわゆる広域行政組合で取り組まなければならない施設の1つのごみ焼却場、これなどは民間資本を導入してつくるということを検討する必要があるではないかと思っております。

ごみ焼却場は迷惑施設の1つであって、どこへつくっても大反対運動が起きるわけですがけれども、単に一般廃棄物を焼却するだけでなく、自然の資源を燃料に加え、さらにその発電機能を備えた複合施設としてPFIによる導入希望者を募ったならば、そこに参加する事業者も出てくるのかな。そうすることによって、自治体の費用の軽減が図られるわけでありませぬ。

ただ、このPFIは全く民間に任せ切りというわけにはいきませぬので、失敗例も、1週間ぐらい前の読売新聞に愛知万博にあわせて愛知県と名古屋市でつくったテーマパークの商業施設の名古屋港イタリア村、これが破綻した記事が出ていました。また、福岡市でつくったいわゆるごみ焼却処理施設をクリーンパーク臨海というごみ焼却施設をつくったんですけれども、この周辺住民が反対しているものですから、その機嫌をとるための関連施設、いわゆる温浴施設だったんですけれども、それらも破綻した大きな例であります。

しかし、近隣では、黒羽刑務所の付属施設であります喜連川にできました社会復帰促進センター、これは公の資金と両方合わさって半官半民の刑務所であります。ですから、そういう事例もありますので、これはどういう方がこの事業を実施するかということが一番大事なことでありますので、その計画書だけでそれを任せるということは一番危険なことでありますので、今からごみ処理場、焼却場は本当に金のかかる事業でございますので、私は研究する価値があるかなというふうに思って質問いたしました。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（中山五男） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは10番水上正治議員から、行政組織について及び本市の振興対策について、大きく2項目にわたりまして御質問をいただいております。その順序に従い

ましてお答えをいたします。

まず、第1番目の行政組織についてお答えをいたします。まず、副市長の選任についてであります。那須烏山市が誕生いたしましたから、これまで2名の副市長が就任をいたしております。いずれも健康上の理由によりまして、任期途中で退任を余儀なくされたことは非常に残念であり、私としても責任を感じているところでございます。それほど副市長の職務は重責でございます。

議員も御指摘になられておられましたが、地方自治法の第167条では、副市長は市長を補佐し、市長の命を受けて政策、企画を司り、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされています。また、同条第2項に、市長の権限に属する事務のうち、委任を受けたものを執行することが規定をされております。具体的には、市長にかわりまして、業務の詳細についての検討、政策の企画、立案を行うほか、市長の委任を受けた事案について決定、処理を行うというものでございます。

また、市長が病気、入院等で空席となったときは、職務代理者として市長にかわり市の代表として業務を行うことを規定されております。現実には、市長の補佐役、職務代理としての業務以外に、管理、監督者としての職員の資質向上、人材育成、働きやすい職場環境づくりなど、庁内で大きな役割を果たすこととなります。

また、議会との調整、対外折衝、庁内での対応でも重要なポストでございます。そのため、その職責を全うするには、高い識見、人格、そして寛容な気持ち、正義感が強く信頼される人物であるということが望まれるわけでございます。議会におきまして、円満で円滑な選任同意がされる人物であることが必要不可欠でございます。

副市長不在になりまして5カ月経過したところでございますが、御指摘のように、その存在は必要であると実感をいたしておりますので、今後その人選につきましては真剣に慎重に検討してまいる所存でございます。御理解を賜りたいと思います。

次に、収納対策室について御質問がございました。市では税の収納対策の強化と徴収率の向上のため、本年度から税務課内に新たに収納対策室を設置いたしました。南那須庁舎の従来の税務会計係を改めて7名の職員と2名の嘱託徴収員を配置をし、収納体制の強化と一元化を図ったところであります。

従来の南那須庁舎における会計業務と証明書発行窓口も兼ねておりますが、従来より充実をした体制で収納対策にあたっております。主な業務は、まず、分割納付等の納税相談がございました。そして、電話、通知等による催告、滞納者宅の臨戸訪問、滞納処分、これは財産の差し押さえ、差し押さえ財産の換価等でございます。

さらに、矢板県税事務所と連携をした共同催告及び地方税法第48条に基づく市県民税の徴

収などがございます。特に、滞納対策では、自主納付を推進をしておりますが、連絡がとれない場合や納税相談の約束を守っていただけない場合は、財産調査を行いまして差し押さえ等の処分を行っております。

また、平成19年度から県と共同で設置をいたしております栃木県地方税徴収特別対策室に職員1名を派遣して、徴収の技術向上を図っております。また、嘱託徴収員は、税の徴収はもちろん、高齢者で納付に行くことが困難な納税者の利便性向上の役割も担い効果を発揮しているところでございます。

なお、本市の徴収率に大きな影響を及ぼしております大口滞納者問題でございますが、地方税法に基づき預金や不動産等を調査をして差し押さえ等の法的手段を講じているところでございます。今年度は税務課内部に大口滞納対策班を設置をし、対策に取り組んでいるほか、県の地方税徴収特別対策班とも連携を密にし、指導、助言を受けたり、共同訪問したりしているわけでございます。

しかしながら、大口滞納の事業者は営業停止状態のケースもございまして、差し押さえで換価できない状況にあります。営業を継続している場合は粘り強く、督促、納税相談を繰り返しておりますが、残念ながら今のところ大きな成果は上がっていない状況でございます。今後とも大口滞納者対策をさらに継続し、解決に向けて努力を傾注してまいり所存でございます。

次に、積極的な取り組みゆえの不当要求であります。差し押さえや強制執行等の法的措置を執行いたしますと、窓口や電話等で大声を出す方等もおります。しかし、職員は毅然と対応いたしております。今のところ不当要求に当たるケースはないものと判断いたしております。

今後とも滞納者には粘り強く、そしてきめ細かな納税相談を行いまして、徴収率の向上を図ってまいりたいと考えております。なお、不当要求等につきましては、収納対策ばかりでなく、行政全般において重要な課題でございます。市では、平成22年に管理職を対象といたしまして不当要求防止責任者講習会を開催し、暴力団排除と不当要求被害の防止に努めております。

また、議員御指摘のように、不当要求行為等対策協議会設置及び運営規程を定めておりますことから、不当要求行為の発生やそのおそれがある場合は協議会において速やかに対策を講じてまいり所存でございます。

次に、重要課題への全庁的取り組みについて御質問がございました。市では単独の課では解決が困難な市政運営の緊急かつ重要課題について、全庁的に必要な知識、経験を有する職員を集めてプロジェクトチームを設置するために、平成22年8月、行政組織及び事務分掌条例を一部改正し、プロジェクトチームの設置基準等に関する規則を制定をいたしました。

これまで設置をしたプロジェクトチームは都市再生プロジェクトチームと道の駅構想プロジェクトチームの2件ですが、ことし新たに総合計画後期基本計画の策定のため、総合計画

後期基本計画策定プロジェクトチームの設置を予定をいたしております。

一方、市政の基本方針や重要な施策を審議するための組織といたしまして庁議を設置しております。必要があるときは随時市長が招集し、懸案事項について審議をしているところでございます。構成メンバーは市長、副市長、教育長、参事、総合政策課長及び総務課長の7名ですが、副市長不在の現在は6名で開催をいたしております。

主な審議事項は、市政の基本方針、重要施策に関する案件のほか、総合計画、各部門の主要計画、行財政改革、予算編成方針、重要な条例の制定、議会に提案する重要案件、法令に基づく地域指定といった市政の重要案件であります。

また、庁議で審議した重要案件の執行状況や国、県の動向に関する情報等について報告を受け、政策実現のための相互調整と情報交換の役割を果たしているところであります。そして、庁議の下部組織といたしまして、全ての参事、課長等の幹部職員を構成メンバーとする政策調整会議が設けられておりまして、庁議に付議する案件について事前に事務レベルで審議する体制を整えております。

さらには、業務を進める上での連絡調整と情報交換の場として、毎月1回定例の参事課長会議を開催をいたしております。御指摘のように、市政の重要課題や緊急案件があった場合、トップと担当部局のみで判断が難しい場合もございます。このため、政策調整会議において、参事、課長といった幹部職員が事務レベルで慎重に審議をし、その結果を含めて庁議に付議し判断する体制を整えているところであります。今後は、庁議や政策調整会議、そしてプロジェクトチームといった機能を十分に発揮できるよう、効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。

本市の振興対策についてお答えをいたします。まず、工場等の進出希望の現状についてであります。日本の経済、産業界は、欧州不安を初めとする世界経済の停滞、東日本大震災、歴史的な円高の定着、原油高、電力不足等により非常に厳しい状況にあります。企業は、こうした難局を乗り越えるために、国内の設備投資を抑え、人件費が安く市場に近い海外へ投資を増加させる傾向にあり、いわゆる産業の空洞化が大きな社会問題となっております。

本市におきましても、非常に厳しい企業環境の中にありまして、製造業等工場の進出動向はほとんどないというのが現状でございます。しかし、七合中学校跡地にメガソーラーの進出が決まるなど、新たな分野で企業の動きも見られます。

このため、今後成長が見込まれますメガソーラー、小水力発電、バイオマスといった新エネルギー関連企業の誘致を促進し、現行の企業立地奨励金の見直しも含めて検討をしてまいりたいと考えております。

また、既存立地企業でも、一部に施設の増設、工場再配置の動きがあります。これらの設備

投資に対する企業立地奨励金が活用されております。平成23年度には、15社で1,339万4,000円を交付し、企業活動の活性化を支援してきたところでありまして、引き続き市内企業の規模拡大を支援し、企業活動の転出防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、企業進出に不可欠な工場用地でございますが、市内の工業団地が完売をしている本市にとっては、市民の皆さんに登録をしていただく工場用地等登録情報が非常に有効となっておりますので、今後はさらに登録情報を充実させるために周知に努めますとともに、市のホームページ等のさまざまな媒体を活用してPRに努めてまいり所存でございます。

人口増対策についてお答えをいたします。少子高齢化に伴う人口対策は、全国どの自治体でも大きな行政課題であります。本市におきましても、総合計画前期基本計画において、定住促進プロジェクトを設定し、通勤利便性アップや土地利用誘導とともに、定住支援策を推進しているほか、安心して子供を産み育てる環境整備のため、子育て支援プロジェクトを設定して各種施策を推進してきたところでございます。

現在、作成しております後期基本計画におきましても、人口増対策は市の重要課題の1つと位置づけておりまして、策定作業を進めているところでございます。これらのうち、先の議会全員協議会でも一部御説明をいたしました定住支援策につきましては、定住促進奨励金制度、空き家等情報バンク制度を初め既存住宅の居住性の向上と定住促進等の側面を持つ住宅リフォーム制度等を実施をしていきたいと考えております。

このうち、定住促進奨励金制度、住宅リフォーム助成制度は、今年度末で事業終了となりますことから、現在新たな制度への改正と事業延長について検討しているところでございます。特に、定住促進奨励金制度につきましては、その効果を高めるために転入者及び市内建築業者への支援も検討したいと考えております。

また、空き家等情報バンク制度につきましては、問い合わせも多数寄せられ、都市部住民の田舎暮らしへの高いニーズがうかがえますことから、登録情報をふやして一層の充実を図ってまいり所存であります。今後は民間活力の活用という視点から、事業者との連携のあり方等も含めて検討し、人口増対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、土地利用について御質問をいただきました。本市の土地利用につきましては、土地整備の指針であります市都市計画マスタープランと整合性を図った土地利用計画、これは国土利用計画那須烏山市計画・市土地利用調整基本計画の総称であります。これを平成20年3月に策定をいたしております。いわゆる無秩序な開発を抑制をし、新市の活性化を図るための人口増や産業振興と調和した計画的な土地利用の誘導を進めているところでございます。

昨年度実施をいたしました総合計画後期基本計画のための市民意向調査では、自然と住宅等の調和のとれたまちづくりに対する重要度及び納得度が、前回調査5年前より向上しております。

す。市民からは、本市に自然環境、地域の特性を生かした土地利用の誘導が望まれている実態がうかがえました。

一方、本市における少子高齢化の急速な進展による人口減少は、市政運営の重要な課題でございます。これまでも人口減対策と定住促進対策等の各種施策を展開をしてきましたが、より一層定住を促すために企業立地による就労の場の確保と民間活力を生かした良質な住宅の供給も必要と強く感じております。

現在、市では都市計画区域内で3,000平米以上の土地利用を行う場合、規定に基づく事前協議により開発に伴う各種法手続を調整することで、事業者の負担を軽減するとともに、無許可開発を防止し、秩序ある開発を誘導しているところであります。今後もこれらの制度を有効に活用して、市内の計画的な土地利用を誘導してまいりたいと考えております。

議員御指摘の農業に支障がない農地の転用についてでございますが、本市の農地は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域及びその中の農用地を指定して、農地として利用することを定めているところでございます。これは直接的に農業生産基盤の整備及び開発、農業経営規模の拡大と効率化、農業生産施設及び流通加工施設等の整備といった農業投資の集中化による農業の近代化でありまして、究極的には優良農地の保全、非農業的土地利用と調整という土地の有効利用を目的といたしているわけでございます。

合併以前から、市内には多くの農林施設による投資が行われておりますことから、農用地の指定がある優良な農地の転用は現状では制度上難しいのではないかと考えられます。また、農地法は国内の農業生産の基盤である農地が貴重な資源であり、耕作者の安定と農業生産の確保、食料の安定供給のために、農地の転用を規制し、利用向上のための措置を講ずる法律でもあります。農地の転用は、未線引き都市計画区域の本市では、同条4条及び第5条により許可制と定められておりまして、法律に基づく許可基準がございますので、市独自に緩和する措置はできないこととなっておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、平成22年6月11日に農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を發布しておりまして、食料自給率向上のため農地の編入・除外の抑制、耕作放棄地の抑制・再生、耕作地の集約化を進めており、優良農地の転用はますます厳しい状況となっているのが実態であります。

一方、耕作放棄地のうち、長期にわたって耕作をされていない農地の有効活用を図るために、農地法の規制緩和によるメガソーラー発電の推進の動きもございます。

次に、土地分譲や建物、建て売り、アパート経営に伴う課税の現状でございます。固定資産税の課税基準日は毎年1月1日であります。その所有者に課税をすることになっております。また、不動産分譲業に関する税金には、不動産取得時の売買契約に伴う印紙税、県税ですが、

造成工事や建築工事などの工事請負契約書の印紙税のほか、不動産保有中は固定資産税が課税をされます。売却時にも売買契約書作成に伴う印紙税が課税されております。

ただし、宅建業者が分譲住宅用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置がございます。既に議員御案内と思いますが、これは土地を取得しながら住宅建設をせずに別のものに分譲し、一定期間内に住宅・住宅用宅地についての不動産取得税の軽減要件に該当する住宅を新築した場合、当初土地を取得した宅建業者の土地取得に係る不動産取得税に住宅用地の特例が適用されるものでございます。

次に、民間事業の活用についてお答えをいたします。本市では平成18年2月に策定をいたしました外部委託の推進に関する基本方針に基づき、民間委託や指定管理者制度等を活用するとともに、行政責任の確保等に留意しながら市の業務の民間委託を積極的に推進をしてまいりました。

水上議員御指摘のとおり、今後、国の行財政改革及び地方分権のさらなる推進、多くの団塊世代の職員の退職に伴い、各施設等の運営、施設設置等において市が行うべきこと、民間活力を導入するものを明確にする必要があると認識いたしております。

その手法といたしまして、現在、市が導入をしております、また導入可能性を検討すべきものは、まず指定管理者制度と議員も御推薦がありましたPFIであると私も感じております。指定管理者制度は、平成17年の2町合併以降、導入可能な施設への導入を進めてまいりました。その後、現在まで継続更新しているものもあれば、見直しや事業者が撤退したものもございます。

この制度の長所は、いわゆる公設民営方式のために、民間のノウハウを運営管理に生かし、一定期間内にPDCAの4段階のサイクルを繰り返すことで業務を継続的に改善することにあります。

一方の短所は、人件費の抑制とコスト削減に注目が集まりまして、場合によっては行き過ぎたコスト削減によるサービスの低下等があります。このため、今後の指定管理者制度の導入につきましては、事前に導入の是非を検討した上、コスト削減だけでなく業者提案に重点を置いた指定管理者の指定を進めてまいりたいと考えております。

次に、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブではありますが、これは民設民営方式と言われておりまして、公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行うものでございます。議員御指摘のとおりでございます。現在まで、本市に導入実績はありません。

この長所は、施設整備から運営までの事業資金を民間事業者が全て調達をいたします。地方公共団体としては一時的な資金負担が発生しにくいとされております。また、効率的、効果的



に公共サービスが提供できるとされております。

一方、短所でございますが、民間事業者の投資回収期間が一般的に長くなります。地方公共団体の費用負担も長期にわたることとなります。また、資金調達、施設設置、運営等の経験と実績があることが前提となりますことから、参入する民間事業者が限定される傾向にございまして、民間の業務状況を把握して管理や指導をしなければ公共サービスの低下を招くリスクもございます。

県内では、先ほども議員から御指摘がありましたように、さくら市内の喜連川社会復帰センター、これは法務省でございます。あるいは宇都宮市の新斎場ですね、悠久の丘ですかね、PFI方式で実施をいたしておりまして、今、現在足利市でも検討していると聞き及んでおります。

次に、人材派遣の活用であります。民間ではかなり浸透しておりまして、メリットとして専門性の高い人材を確保できることや、組織内で人材を育成するように人材募集、労務管理費のコストが縮減されるなどがございます。

一方で、派遣職員には地方公務員法の適用がないために、個人情報保護の対応、緊急時に契約の範囲以外の業務命令を行えないなどといったデメリットもございます。ただし、労働者派遣法では、派遣会社及び派遣社員に対しまして業務上知り得た秘密を守る義務が課せられておりまして、契約書等においても個人情報保護の規定を設け、契約によって緊急時の体制に備えることも可能と思われませんが、市民からの理解等が前提となるものと考えております。

現在のところ、事務事業の種類や性質に応じまして臨時職員などの有期限の雇用形態による活用で対応いたしておりますが、今後は職員の適正化計画を考慮し、偏った年齢構成の組織とならないように留意をしながら、人材確保の手法を調査研究をしまいたいと考えております。

市場化テスト、一般に官民競争入札で、民でできるものは民への具体的な公共サービスの維持向上、経費節減等の手法で、官に競争原理を導入して仕事の流れや公共サービス提供のあり方を変える取り組みと言われております。この制度には、議員も御指摘されておりましたけれども、さまざまな問題点が指摘されておりまして、個人情報への対応、秘密保持義務を課しているとはいえ、情報が流出した時点での市の責任など問題がございまして。

また、民間事業者がみなし公務員となるために、贈収賄など公務員としての犯罪の構成要件に民間事業者が該当してしまうこともあります。さらに、競争入札の対象となる事務事業の選定等解決しなければならない問題が複数ございます。これも引き続き調査研究をしまいたいと考えております。

現在、市では、行財政改革の指針となります行財政改革アクションプランの策定に着手して

おります。この中で民間活用も行財政改革の重要課題でありますことから、民間に任せられる事務事業、施設等を見きわめながら、PFI等を含めさまざまな手法について活用を検討してまいりたいと考えております。

以上答弁終わります。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 先ほどの御質問の中で、収納対策室の現状についてという中で滞納処分の件数という質問がありましたので、私のほうから補足させていただきます。

差し押さえ件数が平成22年度524件、そのうち換価できたもの497件、金額が5,096万4,508円でございます。平成23年度差し押さえ件数638件、換価できたものが580件で4,914万7,674円、平成24年度、これは7月までの集計でございますが、差し押さえ合計261件、換価できましたのは211件、1,076万5,000円でございます。

以上です。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 答弁ありがとうございました。一通り市長から答弁いただきました。理解できたもの、これから議論を進めるものというふうにしていきたいと思います。

まず、行政組織のうちの1つ、副市長の選任についてであります。市長はただいまも数多い副市長の職務があると。ですから、その職責は大事だというふうな意味の答弁があったと思いますけれども、ただ、真剣かつ慎重にということでありました。と同時に、議会で円満に信任していただける方というふうなことだったかなと思うんですけれども、こちらから見ても、このひな段にもたくさんの有能な課長もおりますし、後ろを振り返っても議員の中にもいます、傍聴者もいます。それから、先輩の課長連中の中にもいると思いますので、私は市長が市長としての職務を全うするには、やはり地方自治法で定めている職権を持った副市長、そして明確にその事務を委任しているその副市長に一刻も早く席についてもらうことが、私は今重要なこの市の時期でありますので、大事だと思いますので、改めてその覚悟というか、その決意をお聞きしたいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員も御提言のように、副市長の存在は大変必要、重要であるというふうに認識をいたしておりますので、しかるべく時期にしかるべく人材を登用したいと考えておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） これはやはり市長提案で、そして議会にそれを上程してもらって、

そして我々が審査ということになりますので、市長の判断は大事なことですけれども、市民の多くは市長は何を考えているんだと。今回、いろいろ問題になったことに関しても、副市長がいればなというふうな意見も数多くありますし、総じて危機管理の問題等において、あるいは先ほど庁議の開催なんていうこともありましたけれども、これも副市長の職務ですよ。それから、入札の執行とか人事評価、本当に重要なことばかりですので、くどいようだけれども、一日も早くひとつ選任同意について議会に提出することを希望して、この問題は終わりにしたいと思います。

次に、収納対策室の現状についての報告がありました。本当に議員の中から、あるいは市民の中からも処分が厳しいというふうな意見もなくはないんです。私も実は耳にしています。しかし、先ほど私が申し上げたように、税の負担を公平に、それからもろもろのことを考えれば、当然それはそういうことをせざるを得ないというふうに私も思っております。

その中で、先ほど不当要求はなかったという発言でしたけれども、この設置及び運営規程では、第2条の定義の中で暴力、脅迫行為、2番目には正当な理由なくして面会を強要する行為、3番目には乱暴な言動等により他人に険悪の情を抱かせる行為、4番目には正当な権利行使を仮想し、または社会常識を逸脱した手段により、金銭または権利を要求する行為というふうに規定されておりますので、職員はこういう規程に照らし合わせれば、当然不当行為というふうに思いますけれども、それが職務ということで一生懸命やっているのかなというふうに思います。

しかし、特別、今言った中で1番、2番、1番ですね、2番は面会を強要する行為ですから、暴力、脅迫行為等があったときは速やかな運用を図っていただきたいというふうに思いますし、それから、滞納の大口の問題、これは事務的に差し押さえが入って邪魔している部分もあるんじゃないでしょうか。課長、どうなんでしょうか。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） お答え申し上げます。大口滞納の関係は、議員初め多くの皆さんから心配をいただいておりますけれども、差し押さえが今、かえって邪魔にならないかというようなことですけれども、実際差し押さえをしても、その先に進めない、いわゆる換価できないという問題が今までずっと続いておりまして、差し押さえそのものが邪魔になるわけではないんですけれども、実際にそれが換価できないという問題はずっと続いております。

以上です。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） そうなんですよ。差し押さえであっても、一番の債券じゃないんです。ですから、参加差し押さえですから、私は合法的に不納欠損も1つの方法かなとい

うふうに思いますから、これは先ほども県の地方税対策室等でも連絡をとりあってやっているということですが、あの新聞報道を見てみると、何だというふうに市民は思いますよね。こんなに未納なのかって。そういった大口滞納を除いた収納率というのはわかりますか。わかればちょっと数字を挙げてもらいたいと思うんですけども。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。数字を伴う答弁は、ちょっと間を置きながら答弁してくださいませんか。

○税務課長（澤村俊夫） 現在、全体の滞納額が14億円ほどございます。おおよその数字ですが、そのうち大口滞納、いわゆる1,000万円以上の滞納者が9者ございまして、10億円ほどございます。ですから、その分が先ほどおっしゃられたように徴収率、現在67%ということで県下最低になってございますが、徴収率を大幅に下げているという状況でございます。率はちょっと申しわけありません。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 現年でいけば、その大口滞納も1つは課税にかかわってきますけれども、その大口滞納を除いた現年課税というのはパーセンテージかわかれば、ちょっとあれですかね。計算してもらって。

次に進みます。それでは、全庁的な取り組みについてであります。この問題はプロジェクトチームとして今までに道の駅と都市計画関係の2つ、そして今年度新たに総合計画ということで3つ立ち上げるということでした。私は、このプロジェクトチームも今、2つ以上の課に事務分掌が関連するようなことというのは数多いと思うんですよ。ですから、せつかくこういうふうな設置基準がありますので、即対応して、みんなして解決する。

この間の給食センターの問題なんかも、こういうのがあったんですから、やはり基本的にみんなして集まってじっくりと基本方針を説明すれば、また違った展開になったかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか、その辺。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） おっしゃることはよくわかります。特に、この間の給食センターの問題は技術的なことが絡んでいますので、給食センターの建築に伴っては都市建設課に一級建築士2名ほどおりますので、そういった面で技術支援はさせていただいています。特に、建築の技術部分ですね、学校教育のほうでわからない部分が相当数ありましたので、建築に関しては常に都市建設課とタッグを組んでやっているのが現状でございます。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） この間は横断的よりも技術的な支援さえ受ければということで支援を受けたよということですから、それはそれとして、今後はやはりみんなして対応しないと、

本当に市民の方ももういろいろ知識もあるし、本当に優秀な方も大勢いますから、1人や2人では対応できなくてなってきますので、このことをお願いしておきたいと思います。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 先ほどの御質問で、滞納繰越の部分を除いた分の徴収率ということでしたが、行財政報告書の91ページにございますが、これは平成23年度の数字でございますが、現年課税分の徴収率は95.1%になります。先ほど申し上げたように、滞納繰越分全体を含みますと67.0%という差になります。

以上です。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 今、税務課長より、大口の滞納を除くと、県下でもトップの数字になるんですね。ですから、これは監査委員もきのうも不納欠損のところで話してはいたけれども、やはり合法的にその辺はもうとにかく参加差し押さえでもらえないんですから、やはり何か私ら、ちょっと専門的でありますのでわかりませんが、手法があるというふうに思いますので、ひとつこの1年頑張って処理、整理をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の振興対策に移ります。まず、工場等の進出希望の現状はほとんどないということでありました。ただ、今、この栃木県は太陽光に適しているということから、あるいは送電線が張りめぐらされているということから、メガソーラーの設置希望が大分あるようがあります。

ですから、これらもやはり3年間は東電が買い上げる電気料42円ということですが、しかし、この調子でいくと、来年度の単価はわからないかなという気がしますよね。ですから、時間との戦いになってきますので、やはり市としても工場進出がないのであれば、この辺の取り組みをしっかりしていただきたいなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、このメガソーラーの誘致につきましても、市としては担当課だけでなく、先ほど議員御指摘のようにオール那須烏山市の体制で取り組んでいきたいと思っております。

したがって、先ほども申し上げましたが、ここ3年が勝負だと言いましたが、実質は1、2年だと思います。その辺のところを私みずからトップセールスをいたしまして、小水力、バイオマス、なかなかバイオマスは大変なんですけど、そういった事業者とも今接触をいたしておりますので、そのような企業誘致には心血を注いでいきたいと思っています。御存じのように、メガソーラーは投資額がかなり大きいんですね。1町歩でも約3億円ぐらいの償却資産の投資がございます。

また、民間でも荒廃した土地を貸すわけですから、賃借料が入ります。農家にとっても、あるいは地権者にとっても有利な賃借料が入る。市にとっても自主財源の増加につながる。まして、太陽光でございますから、CO<sub>2</sub>、温暖化対策にも寄与することになります。そういったところでいいところばかりだと私は思っておりますので、このことについては企業誘致の一環として積極的に進めていきたいと思っております。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） そういうことで積極的に進めていきたいということですから、ぜひお願いしたいと思います。

税務課長、このメガソーラーの底地というのはこの辺ではどこにするかな。例えば小白井、鴻野山あたりですと山林が現況雑種地になるとすると、どの程度の評価になりますか。アバウトでも結構ですから。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） おおよそでございますけれども、宅地比準ということで宅地の何割かで課税するというので、メガソーラーの場合は雑種地ということで評価しますが、あの辺ですと1万3,000円程度かなと、平米ですね、宅地ですよ。

○議長（中山五男） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） うちのほうで税務課から資料をいただいたものがたまたまあったので、かわりまして御説明させていただきたいと思っております。

小白井地区ですね、宅地基準ですと評価価格が3,300円ということでございます。ここにどういう率をかけるかはまだ確定はしておりませんが、例えば5割ということにすれば、平米当たり1,700円ということで、さらにそれが税額に直すと23.8円ということになるようでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 税務課長には大変申しわけなかったんですが、突然の質問で申しわけありませんでした。そういうことで、税務課から環境課のほうへ資料が回っていたということで、今の数字が正しいんだろうというふうに思いますけれども、まあ、平米23円ということは、そこへ千倍すると2万3,000円ということになるんですね。ですから、それが5町歩、10町歩の単位ですから、本当にこれは市にとっても地主の負担は出てきますけど、これは裏腹になっちゃうんですけれども、市にとっては本当に大きな、そうですね、今、裏のほうで宝の山ってありましたけど、本当にそういうことだと思いますので。地主は賃借料が入りますから、結果としてはそういうのは借り主の負担ということになりますので、一刻も早い設置

を希望するところであります。

次に、人口増対策に移りたいと思います。人口増対策、これは本当にふやすというよりもいかにして食いとめるかというのが今の那須烏山市の現状だと思っております。今までに先ほども申し上げたような大規模の宅地分譲された残地を売ってくれないかという希望はあるんですけど、なかなか需要がないんですね。今は小さなミニ団地みたいなところで何人かで住むというふうな、どうもそういう風潮。あるいは隣に余り干渉されないようなぼつとりとというふうなことがあるものですから、土地利用とあわせるんですけれども、先ほど農地の部分でいろいろな規制があるという話がありましたけれども、農政課長、この辺、私は農政課の取り組みは当然だなというふうに思っているんですけれども、一般の我々の仲間はすごく厳しいんだというふうな意見があるんですよ。その辺、どう認識していますかちょっとお伺いします。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 御意見ごもっともだというふうに担当のほうでも感じてはおります。しかしながら、議員は農地法を曲げてまでというお話ではないと思いますので、農地法はあくまでも農地法ですので、ここに御質問にもありますように、かなり荒廃しているとか山あいたか、そういうものに関しては、県のほうとも十分歩み寄って転用なりの手続を認めていただけのような働きかけは日ごろよりやっております。

ちなみに、今回、農振農用地の見直しをしまして、大体47町歩程度の農地の面積の見直しで減になってございます。この理由としましては、今、お話ししたように、山林になっていたり、山林になっているのに農振地域に加えて指定した経緯等もございますので、それらを見直した結果、47町歩ほどこれから利用しやすい土地がふえたのかなと、逆に言えばですよ。ただ、農地として利用できないところを減らしたという感じでございます。極力利用される方々のため優良農地を残し、荒廃地等の見直しを県とも協議しながら積極的にやっていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 今、農政課としては法を守るのは当然というふうに私も思います。ただ、その今回、47ヘクタールの農振除外したということですがけれども、国営事業あるいはもろもろの事業を入れるために、一帯を入れてあるやつもあるんですよ。だから、その辺の見直しはやはりもう少しきめ細かにやっていただくと、なおいいかなというふうなその要望は私は持っています。ですから、個人の例えばうちのほうですと塩那台地関係とか、三箇のほうですと開田とかああいうのに伴ってほとんど宅地まで農振に入っている場合もあるんですよ。

ですから、その辺はもう少し配慮をしていただけるといいかなというふうには思いますけれ

ども、いずれにしても今、課長がそういう方向で取り組んでいるということは、心強い限りです。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、民間事業活用関係ですけれども、このことは幾つかの民間活用はなされていましたけれども、私もこのPFI、これはやはり本当に財政、一時的に大きな負担を伴わないで長期的に小出しで負担していくというほうが、この今の現状からしてはいいのかなというふうな思ひも持っていますけれども、市長もそういうことで今後も研究していきたいということですので、これ以上は私は申し上げませんが、いずれにしてもこういうことも行政改革の一環かなというふうに思ひますので、ぜひ取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

70分という通告でしたけれども10分ほどオーバーしました。これをもって私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） PFIにつきまして再度の御質問でございますので、改めて私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

本市でも大変財政状況が厳しい中でPFIの活用は有効であると考えております。先ほども申し上げましたけれども、PFIはやはり一定の業者、はっきり言うと大手ゼネコンといひますか、そういう国内でも六十数社に限られているんですね。ですから、そういうところがまずは那須烏山市に提案をしてくるかどうか。これは非常に問題ですね。そのためには、どうしてもやはり那須烏山市の知名度を上げていかなければならないと思ひます。

その1つもやはりさっきのメガソーラーなんかは有効な手段だと考えているんですね。そういったところも含めて、メガソーラー事業、そういった自然エネルギー、再生エネルギー、そういった企業とかなり密接に関連していますから、そういったところとあわせて業者がこちらに目が向くような対応をする必要があるだろうと考えておりますので、極めてPFIは有効な手段であるということを重ねて申し上げます。

○議長（中山五男） 以上で、10番水上正治議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時14分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をいたします。

通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕



○17番（平塚英教） それでは、議長の許可を得ましたので、本日4人目、最後の一般質問になりますが、発言通告順に従いまして質問をしてみたいと思います。市当局におかれましては、明確な前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

まず、市の学校給食センター新築工事請負契約についてお尋ねをいたします。市学校給食センター新築工事は8月24日に終了し、8月31日に開所式、テストラン、そして試食会が行われ、9月3日から正式運行が開始されております。

しかしながら、8月10日には、同工事の契約金を1,575万円増額する提案がなされましたけれども、床スラブコンクリート及び鉄筋の数量の見落とし分1,172万円は、市側の設計図面等に誤りはなく、市が法的に支払う根拠がないなどの理由で、契約変更案が賛成少数で否決となりました。その後、この問題についてはどのように取り扱うことになったのか。市当局の説明を求めるものであります。

そもそも、この学校給食センター新築工事については、昨年3月の東日本大震災で倒壊した旧学校給食センターの建てかえ工事であり、本市議会におきましても、多くの議員から建設用地が軟弱地盤であることなどの問題、あるいは震災に遭っても天井等が落下しないような耐震構造にすることなどの質問が繰り返し出され、市当局はそのような問題が生じないように設計を図って取り組むことを何度も議会答弁の中で確認をして、工事に入ったわけでありました。

しかし、さまざまな問題がその後発生いたしました。これらの一連の問題発生について、市当局はどのように認識し、今後どのような責任をとる考えかを説明願いたいと思います。特に、同給食センターの排水処理施設は、工事の設計図よりも西側に6メートルも移動してベースコンクリートを打ち、コンクリート水処理槽6個をその上に設置して水張りを行ったところ、設計では6本のパイルで支える構造になっていたのに、西側に6メートル移動したために西側2本のパイルが欠落して、ベースコンクリートの下にある一番西側のパイルがベースコンクリート及びコンクリート水処理槽を突き破る事故が発生し、破損部分の修理については設計になかったべた基礎とコンクリート水処理槽底盤を一体としてコンクリートを直打ちし、水処理槽全体で東西両側から鉄筋鋼で補完する追加工事が実施されたわけでありました。

しかし、給食センター排水処理施設は、この水処理槽の西側で14センチも沈下したまま設置されており、水処理槽は西側から東側へと流す構造、つまり低いところから高いところに流す構造となりました。全体として汚水処理の能力が低下していないかが心配であります。構造全体の傾きやBOD処理能力は大丈夫か。きちんと検査が行われたか説明を求めるものであります。

水処理施設が設計能力と違う、そして永久に未完成のままでは、これから何十年と使用する給食センターの不安材料となります。このような不良工事をした設計業者及び施工業者の責任

は重大であります。設計と違う不良工事を行った責任が明確であれば、本市公共事業の指名停止を行うなどのペナルティーを課すべきではないでしょうか。これについて明快なる答弁を求めるものであります。全体として工事を発注した最高責任者として、市長以下市当局はどのような責任をとるおつもりがあるのか、答弁、御回答を求めるものであります。

次に、本市の地域農業発展に向けての対策を質問いたします。少子高齢化と過疎化が著しく進行する本市にとりまして、基幹産業である地域農業をいかに守っていくかは大きな課題となっております。農業生産人口は年々高齢化し、減少しており、市内の遊休農地が広がり続け、手入れされない農地に雑草が生い茂っております。このままでは、農業だけでなく中山間地に住み続けることさえ困難な状況が生まれてくるのではないかと。農村地域の将来に不安さえ覚える今日の状況であります。

市では、人・農地プラン、地域話し合いとして旧町単位に行政区長や市農業委員、県農業士、また市認定農業者、JA農村集落長などの方々に呼びかけ、農業のあり方についての話し合いを行っております。私も地元には出席いたしましたが、今後はこの人・農地プランをどのように展開を図るのか。推進計画の内容と市農業の将来展望、行政の支援対策について説明をいただきたいと思っております。持続的で力強い農業の実現のために、新規就農者をふやし、農地の集積を支援するなどとしておりますが、平坦で大型機械が入れる圃場整備の整った農地と、山間地で小規模で急勾配の農地を同じベースでプランを立てても無理があるのではないのでしょうか。

農地の規模や農業体系に応じたきめ細かなプランと支援対策を求めるものであります。特に、中山間地域に指定されております境地区につきましては、那珂川町や茂木町で既に実施しております中山間地等直接支払い制度交付金事業を導入を図って、一部の地域だけではなく、境地区全体を視野に入れた支援対策制度を進めていただきたいと思っております。

この事業は、平成12年度からスタートし、5年ごとに更新し、現在は平成22年度から平成26年度までの事業として進められております。栃木県では、8市4町で全域または一部の中山間地に指定をして取り組んでおります。

本市は、県から境地区全域が中山間地域に指定されておりますけれども、ごく一部の国見地区だけが直接支払い制度を導入しております。今回の人・農地プランの推進とあわせて指定された境地区全域を対象に今度の更新時期である平成27年度から始まる第4期対策に地区全体が参加できるように、行政といたしましても全力を挙げて支援とこれに参加できるような事務対策を進めていただきたいと思っておりますが、御回答を求めるものであります。

次に、山あげ祭の支援対策について質問をいたします。山あげ祭は450年の伝統を誇る日本一の野外歌舞伎であります。昭和54年には国の重要無形文化財の指定を受け、今日まで旧烏山町当番6町自治会及び若衆団、また関係各種団体及び市民の皆様の熱意と努力、協力のもと

とに毎年受け継がれ実施されてきたところであります。

昭和35年には、烏山山あげ保存会が設立され、山あげ祭を保存継承するために財政的な支援、観光PR、また踊り娘や常磐津等の育成に尽力されてまいりました。平成3年には、当初山あげ祭の開催日時等の問題を解消するなどの協議機関として、山あげ祭実行委員会が設立され、今日まで本市役場の中に事務局がありまして、祭りの運営方法等について関係組織団体と協議をしながら進めてきたところであります。

しかし、ここに来まして、山あげ祭を継承するのに深刻な人手不足で、仲町若衆団が活動休止となり、これまで旧烏山町内6町輪番制で開催をしてまいりました山あげ祭の継続が大変厳しい状況に直面しております。山あげ祭を存続するために、本市の山あげ保存会、山あげ実行委員会、関係自治会、各町内若衆団などなど、問題解決に取り組んでおりますが、特に最も困難な課題として表面化しているのが人材対策をどうするのか。この解決が求められているところであります。

そこで、私は前にもこの議会で提案を申し上げましたが、山あげ祭の実行部隊であるお祭り開催時の各町若衆に協力をする山あげ祭ボランティア人材を育成するバンクを創設して、協力者には登録いただいて、お祭り開催時に各町の伝統としきたりにのっとなって山あげ祭を安定的に実施できるような支援体制を整えていただきたいと思います。

さらに、財政支援も含めて、行政としてもできる限りの支援対策を講じていただきますようお願いをいたします。市当局の問題解決の取り組み策を伺うものであります。

次に、B&G海洋センターの活用状況について質問をいたします。B&G海洋センターは、平成22年から平成23年にかけてろ過排水ポンプ修繕工事と同センター改修工事設計費及びこのセンターの改修工事が行われ、総額で1億3,254万3,988円を投入して改修が行われたところであります。

現在、利用されておりますが、改修前と比較をいたしまして改修後はどのような利用状況にあるのか、説明を求めるものであります。

学校統廃合に伴う各学校にありますプールが撤去され、学校教育ではプールの授業をバス送迎によりB&G海洋センタープールを利用して進めるということが行われております。自前でプールを擁する学校は烏山中学校、烏山小学校だけとのことであります。夏休み期間中の子供たちのプール利用については、B&G海洋センタープールに近い子供たちは自分でも通って利用できますが、施設に遠い子供たちは交通機関がなければ利用できません。夏休み期間中の子供たちのプール利用について各学校及び保護者とも協議の上、定期的な利用バスを運行して同プールを利用するようにできないか、全市均衡ある利用向上対策を図られるよう求めるものであります。

次に、市内国道294号線及び本市東部の県道及び市道の改良整備状況について質問をいたします。当地域におきまして幹線道路の整備は市民生活のライフラインであり、地域振興のかなめであります。国道204号線は本市を貫く縦道の幹線道路であります。国道294号線の整備の進捗状況と今後の整備計画について御説明をいただきたい。

さらに、本市東部の県道那須黒羽茂木線、また、那須烏山御前山線、そして山内上境線、そして牧野大沢線、さらに常陸太田那須烏山線の改良整備計画がどのように具体的に検討されているか、御説明をいただきたいと思います。特に、那須烏山御前山線につきましては、本市烏山大橋から上境、横枕、大木須を經由いたしまして茨城県に通じる重要路線であります。上境、一の沢の住宅のある部分で改良工事がストップしたままであります。境地区住民を中心に那須烏山御前山線の改良期成同盟会を組織し、現在は太田市長が期成同盟会の会長に就任いただいておりますが、改良要望しているわけであり、明確な改良方針が打ち出されていないのが実情ではないでしょうか。

昨年も土木事務所で改良要望を行いました。本道改修の具体的な整備計画方針が出されているのか、御説明をいただきたいと思います。

次は市道整備の問題であります。市道三ツ木松ノ木線につきましても、烏山大橋付近の上境三ツ木地区から上境中地区を經由して、上境上平地区の県道までの整備を目指す上境地区の開発に欠かせない重要路線の整備であります。現在までの進捗状況と今後の改良整備計画について伺うものであります。

さらに、市道興野大沢線につきましては、昨年の東日本大震災で道路の上部の山が崩落し、1年間通行どめになっていましたが、県林務事務所の治山事業が行われ、本年3月末には本道の復旧が図られまして1年ぶりに通行が可能となりました。利用する住民は大変喜んでおりましたが、5月3日の本市を襲った豪雨災害によりまして、再び山が崩落し通行どめになってしまいました。関係住民は一日も早い復旧を望んでおります。重要市道である興野大沢線の再復旧の対策と道路交通再開の見通しについて御説明を求めるものであります。

最後に、文化財行政についてお尋ねをいたします。那須烏山市は縄文弥生の遺跡から奈良時代の遺跡、東山道長者ヶ平や神道平遺跡、平安末期から鎌倉時代、南北朝、戦国時代、江戸時代に至るまでの城跡を有しており、また、それらに係る文化財や文化遺産を有しております。

さらに、明治以降の今日に至るまでの近代化遺産が多く残されています。この歴史と文化の那須烏山市の文化遺産を本市の誇るべき文化財行政として体系立てて学校教育や生涯学習に生きた教材として発掘、保存、利活用を図り、ひいては那須烏山市の特色、魅力、観光資源として情報発信して、那須烏山市に来ていただく、見て、触れ合って、体験していただく。このよ

うに都市部や他地域から多くの方を呼び込める魅力を持つ素材であると確信をするものであります。

この歴史と文化遺産を一堂に集め、保存、展示、公開をしてきたのが南那須歴史民俗資料館であり、烏山郷土資料館であります。残念ながら昨年3月11日の東日本大震災で被災し、特に、南那須歴史民俗資料館につきましては、本館が傾斜し復旧の見通しが無い閉鎖している状況にあります。

さらに、烏山郷土資料館も老朽化しており、文化財関係も渾然一体で整理が不十分で保存状態が悪い文化財も見受けられます。この歴史民俗資料館、郷土資料館を今後どのようにするか。市の方針を伺うものであります。統合された学校施設跡地や山あげ会館周辺も考慮して、新施設建設も検討し、まとめて保存、展示、公開ができるような施設を検討していただきたい。この両施設の今後の運営方法をどのように図るのか。市当局に説明を求めまして第1回目の質問を終わるものであります。

○議長（中山五男） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは17番平塚英教議員から、市学校給食センター新築工事請負契約についてから文化財行政まで、大きく6項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

1番目の学校給食センター新築工事請負契約について、お答えをいたします。学校給食センター新築工事につきましては、議員御指摘のとおり、工事中に予期せぬ問題が複数発生をいたしました。議会への報告等のおくれやら説明不足やらで、議員各位に不安や不信を招き、結果として多くの皆様方に混乱を招きましたことをまずおわびを申し上げます。

経過を申し上げますと、当該工事は設計業務をプロポーザル方式によって選定をした結果、馬上設計に1,260万円で委託をいたしました。委託期間は平成23年8月30日から11月30日まででございまして、工事監理につきましても馬上設計に1,050万円で委託をしたところでございます。

本体工事につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つの工事に分けまして、条件つき一般競争入札1月20日に入札をいたしました。その結果、建築工事は3億1,710万円、機械設備工事は2億3,904万3,000円、電気設備工事は8,499万7,500円、それぞれ市内事業者を含む共同企業体が落札をし、ことし1月30日の臨時議会において可決をいただいたものであります。

工期は当初8月10日まででございましたが、非常に短期間であり、事故等が懸念されたことから、2学期のオープンに間に合うよう8月24日に延長し、8月29日に竣工検査を行

い、同日で引き渡しを受けたところでございます。

この学校給食センター建設事業におきましては、報告、相談、連絡のおくれが混乱の1つの原因であります。今後は事業実施に伴うさまざまな問題について、連絡を密にするよう職員指導を徹底をしてまいり所存でございます。また、事務執行上の反省点も幾つかございます。

1つは議員各位から御指摘がありました当該施設の設計業者を決定する際、プロポーザル方式でありながら、見積もり金額を重視して決定した点であります。このため、現在、大規模建築工事等の設計委託業者等の選定に係るプロポーザル方式の実施方法についてガイドラインを策定することにいたしております。

もう一つは、当該施設の建設工事請負契約を変更する取り扱いであります。設計変更の基準を定めていなかった点も反省させられましたことから、設計変更にかかるガイドラインもあわせて整備をすることにいたしております。

いずれのガイドラインも現在、素案のとりまとめの段階にございまして、今後内部において細かく検討を重ね、年度内に整備し、平成25年度から運用する予定でございます。これらの対策により、二度とこのような混乱が起きないように十分な対策を講じることが行政としてなすべき責任であると考えております。

地域農業発展に向けての対策についてお答えをいたします。高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。5年後、10年後の展望が描けない地域がふえてきた現状を踏まえ、国ではそれぞれの集落、地域において徹底的な話し合いを行い、地域と農業の問題を解決するための未来の設計図となる人・農地プランの作成を進めております。

本市では、その趣旨を受けて、那須烏山市人・農地プランを作成することにし、全世帯を対象にしたアンケート調査を実施したところでございます。また、市内の旧村単位の荒川、下江川、烏山、向田、境、七合の6地区に分け、各地区の代表者や農業関係者と話し合いを実施をしているところでございまして、今後、アンケートの調査結果と地域の話し合い結果をもとに原案を作成し、11月をめどに農業関係機関や農業者による検討会でプランを決定することにいたしております。

プランの内容は、農業地域の中心となる経営体、農地集積の方法、地域農業のあり方などでございますが、必要に応じて見直すことができ、随時行政区単位で話し合い、新規就農者や中心となる経営体ができたり、担い手農家が引退をしたりしたときに見直していくこととなります。

また、この人・農地プランを策定することで、青年就農給付金や農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間無利子化といった国の支援を受けることができるメリットがございます。

現在、本市では農業の委託や農業の貸し手が増加をいたしておりますが、今後、ますます増加することが予想されます。

このような中、農業公社や農業法人、営農集団、大規模農家といった地域農業の中心となる経営体が農地を集積をし、さらなる大規模化、効率的経営が地域農業を存続していく上で必要であると考えております。

この人・農地プランが、就農者の増加と農地の集積を支援し、本市農業の発展に寄与するものと期待をいたしております。また、平塚議員御指摘の中山間地域農業の支援強化にも効果があるものと考えております。

山あげ祭についてお答えをいたします。国の重要無形民俗文化財山あげ祭は、本市における貴重な文化遺産でございまして、重要な観光資源であります。ことしは7月27日から29日にかけて泉町の当番により盛大に開催をされたところでございます。平塚議員におかれましても、烏山ふるさと太鼓によるJR烏山駅でのお出迎え等御協力いただきありがとうございます。

さて、議員御指摘のとおり、祭りを安定して実施するには若衆不足や財源確保など、さまざまな問題がございまして、その解決が必要であることは認識をいたしております。また、輪番制の6町それぞれが自分たちの祭りをしっかりとやり遂げるよう工夫や努力を重ね、当番町として重責を担っていることも十分承知をいたしております。

しかし、昨年当番をやり遂げました仲町におきまして、若衆の活動休止や訪問の受け入れ辞退など異例の事態となり、問題が表面化した現状を憂慮しているところでございます。市といたしましては、引き続き財政支援を含め伝統ある山あげ祭の保存、継承のため、でき得る限りの支援をしてみたいと考えております。

このような状況の中で、議員御提案の山あげ祭ボランティア人材バンクの創設につきましては、関係機関、団体と協議をしながら、特に若衆の受け入れ体制を整理した上で実現に向けて調整をしてみたいと考えているところでございます。

一方、学識経験者、八雲神社の責任役員、旧烏山地区自治会長、6町自治会推薦の有識者、6町若衆世話人代表等で構成をいたします烏山山あげ保存会では、ことし5月の総会において規約の一部を改正し、山あげ行事の大幅な内容変更や実施の有無等について協議する場が設けられるなど、新たな環境整備がなされたところでございます。

このようなところから、烏山山あげ保存会とも連携を図りながら、当番町の皆さんの理解を得ながら、真に活用しやすい制度の創設に向けて努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4番目のB&G海洋センター活用状況についてお答えをいたします。B&G海洋センターは、全体が老朽化をしましたことから、平成23年9月から平成24年2月末にかけて改

修工事を行いまして、プール上屋根のポリカーボネート化、プール槽の塗装、プールサイド床改修、玄関ロビーの増築、プール水ボイラー設置等を施しまして5月12日にリニューアルオープンをいたしました。これにより、従来より大幅に開館期間をふやし、ことしは10月21日まで開館の予定といたしております。

利用者は一般利用者のほかに、学校の授業や幼稚園、保育園の利用もありまして、校内にプールがある烏山小中学校を除く小中学校、幼稚園、保育園で利用されました。8月20日現在の利用者数は学校が6,098人で去年の3割増、一般は4,674人で昨年対比5割増、このようになっております。

プールでは市体育協会水泳部が水泳教室等を開催をさせていただいておりまして、小中学校の泳げない人を対象とした水泳教室あるいは泳げる人を対象とした水泳クラブ活動がございます。これらは夜間の開館時間にそれぞれ2教室、各10回ずつ、合わせて4教室を開催し、水泳教室に47名、水泳クラブ活動に18名が参加をいたしております。また、生涯学習課のプール担当職員が指導する夏休み水泳教室も1教室、これは10回開催をし、ことしは25名が参加をいたしました。これら水泳教室等は昨年比べて2教室ふえ、参加者は150人増という実績となっております。

このほか50歳以上を対象といたしました水中運動教室を2教室、各8回開催をいたしております。これは新たに専門のインストラクターを招きまして、市民の健康づくりに開催をしたものでこれまで37名が参加し、好評を博しているところであります。今後とも幅広い年代の利用向上を図りながら、市民スポーツの振興と健康づくりに寄与してまいりたいと考えております。

なお、夏休み期間中のB&G海洋センタープール送迎は、烏山プールの閉鎖に伴いまして平成22年度から実施をいたしております。広報等を通じまして周知を図った上、烏山体育館から毎週火曜日、金曜日の2回運行してまいりましたが、利用状況は低迷をしております。今後は送迎コースや時間等を検討し、利用向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、第5番目の市内国道294号線及び市東部の県道及び市道の整備についてお答えをいたします。国道、県道の整備につきましては、現在、烏山土木事務所が精力的に改修整備を進めていただいております。その内容及び市の要望活動について、また市道につきましては整備、復旧状況と今後の計画等についてお答えをいたします。

まず、国道294号線は、千葉県の柏市から茨城県、栃木県を通過して福島県会津若松市まで計241.8キロの一般国道でございまして、国道4号と国道6号の間を走る本市にとって非常に重要な路線であります。県でも南北に縦断をする地域基幹道路として位置づけまして、改修事業等を進めているところでございます。



現在、烏山土木事務所管内では、本市内大桶地区、これは大桶運動公園付近の延長940メートルを歩道3.5メートルを含めて全幅員12メートルにする改良整備事業を、平成20年度から進め、平成25年度完成を目指しております。

また、南2丁目、これは烏山運動公園付近でございます。これの延長370メートルにつきましては、歩道3.5メートルを含め全幅員11メートルにする改良整備事業を平成21年から開始し、平成25年度完成を目指しております。那珂川町でも2カ所の事業が進められておりまして、烏山土木事務所管内では計4カ所の整備工事が進められております。

そのほか、午前中に板橋議員の質問にもお答えをいたしました。旭交差点から山あげ大橋までの区間につきましては測量調査を実施しております。さらに市では、八ヶ平地区急カーブの区間、野上地区のS型カーブ区間などにつきましても、危険箇所と認識をしておりますので、引き続き国、県に対しまして交通安全施設整備を含めた道路改良を要望してまいりたいと考えております。

また、国道294号線の整備につきましては、福島県、栃木県、茨城県の18市町が期成同盟会を結成し、早期整備に向けて国へ要望しておりまして、当該地区の整備要望につきましては、関係市長の連携による要望活動も積極的に推進をしているところでございます。

次に、主要地方道那須黒羽茂木線であります。上境地内空沢川先から境小学校付近までの延長760メートルにつきましては、歩道2.5メートルを含め全幅員10メートルにする改良整備事業を平成20年度から始めまして、平成25年度完成を目指しております。

県道牧野大沢線では、大木須地内で2カ所の整備が進められておりまして、新屋敷付近では延長500メートル、全幅員7メートルの改良整備を計画しておりまして、本年度から測量調査に入るようになっております。

人有田付近では、この延長120メートル、幅員7メートルに改良整備する事業が平成23年度から始まりまして、平成24年度完成を目指して進められております。

次に、主要地方道常陸太田那須烏山線は、大沢地区の弁天橋付近で延長1,000メートル、全幅員8メートルに整備する事業が、国庫事業の採択になりまして、本年度は調査設計を実施する予定でございます。

主要地方道那須烏山御前山線は、本市総合計画において広域的な生活、経済活動を支える東西の主要横断道路と位置づけておりまして、茨城県につなぐ重要な路線であります。山間部を通るため急カーブ、急勾配が連続し、幅員が狭いため危険な状況にございます。特に冬季の降雪時や凍結時には通行に支障を来しておりますことから、県に対しまして重要な要望箇所として早期事業化をお願いしている。このような実態でございます。

県内山内上境線につきましては、狭隘な箇所が多数ありますので、こちらも県に対して粘り

強く整備を要望しているところでございます。

次に、市道でございますが、まず、三ツ木松ノ木線につきましては、主要地方道那須黒羽茂木線交差点から南へ420メートルの区間にわたりまして、ことしの秋から道路流末排水工事を行います。平成25年度から道路改良整備に入る予定でございます。平成18年には上境代表自治会長名で要望もありまして、これらの区間の早期整備完了を目指してまいりたいと考えております。なお、同路線は平成23年4月11日付で上境上平自治会長から要望もございましたが、この区間につきましては、今後の道路整備計画の中で検討してまいりたいと考えております。

最後に、市道興野大沢線の復旧計画について御説明申し上げます。現在、同路線の3カ所でのり面や山腹の崩壊がございます。大変危険な状態になっております。市道の国庫災害復旧工事に対応する箇所や県北環境森林事務所による治山工事で復旧する箇所、さらには市の単独災害復旧工事と県北環境森林事務所の治山工事で連携をして復旧する箇所がございます。現在、工事発注の準備を進めているところでございます。

当該路線は、議員も御指摘のとおり、昨年の東日本大震災で大きく被災をし、ことし3月まで長期間にわたり全面通行どめになりまして、やっと開通したところでありましてけれども、復旧からわずか1カ月半後、5月の豪雨で再びのり面3幅が崩壊し、全面通行どめの状況でございます。

地域の住民にとりましては、生活に欠かせない大切な重要な道路でありますことから、5月15日には治山事業を担当しております県北環境森林事務所長に早急な復旧を要望してまいりました。さらに8月17日には本庁の環境森林部長に対して、早期復旧と当該路線沿いの山林の計画的な予防治山事業の導入を強くお願いをしたところでございます。

以上が御質問のありました主な道路の整備状況でございます。市といたしましては、今後とも地域のインフラとして欠かせない道路整備事業を県や関係機関と連携をして推進し、安全で利便性の高い環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

最後に、文化財行政についてお答えをいたします。本市には国の重要無形民俗文化財であります烏山山あげ行事など、国指定文化財2件、国選択民俗文化財2件、県指定文化財20件、市指定文化財が148件の、計172件の文化財を有しております。

このほか、烏山城跡や近代化遺産など数多くの文化遺産が残されております。このうち烏山城跡につきましては、城跡の保存事業、内容確認などのための確認調査を平成21年度から継続をして実施をしておりまして、本年度も行う予定でございます。

これまで古本丸、本丸と呼ばれているところの試掘では、古本丸の土塁が大規模に拡張しており、本丸東側に柱の土台となる礎石が規則的に見られ、何らかの建物跡であったことが確認

がされております。これらの成果は、説明会において多くの市民の皆さん方に見ていただいたところでございます。

しかし、昨年の東日本大震災の影響で吹抜門の石垣の一部や正門石垣の一部が崩壊をし、土塁も一部崩れてしまいました。このため、安全面から昨年度は現地説明会を開催できませんでしたが、本年度は開催する方向で計画を進めております。来年度以降は、これらの調査成果の概要をまとめた報告書、パンフレットを作成するほか、観光資源としての活用も視野に入れて、説明看板等を整備したいと考えております。

国史跡となりました長者ヶ平遺跡は、指定地内や隣接地にまだ調査をしていない地点があるために、昨年度から3カ年計画で発掘調査を実施をいたしております。今年度は米蔵など倉庫群が多いような配置でどのくらいの数で建てられていたかといった状況を確認するための調査を実施することにいたしております。

来年度以降は、史跡指定地内への案内看板の設置、パンフレットの作成などを事業を進めていく予定でございます。

また、これらの文化財を広く市民に周知するため、昨年からは毎月、市の広報紙に文化財コーナーを設けて紹介をさせていただいております。そのほか文化財保護審議会を中心に、市文化財の見直しのための調査を継続に進めておりまして、市指定文化財の追加指定も検討いたしております。その上で、市の文化財を総合的に掲載した冊子を作成したいと考えております。

さらに昨年度から、文化庁の補助を受けまして、文化遺産を活かした観光振興、地域活性化事業により、市内の伝統芸能の映像による保存や後継者の育成等を行っており、今後も継続する予定でございます。将来的には伝統芸能を初めとした文化遺産を照会したDVDやインターネット等での配信も行うことを計画いたしております。

そのほか、今年度は山あげ祭、三箇塙の天祭、下境ささら獅子舞、太々神楽など伝統芸能、昭和初期につくられ、ほぼ当時のままの姿を残す境橋などの近代化文化遺産、二宮尊徳、円応和尚など、本市にゆかりのある偉人、そのほか市内に残る文化財などを掲載し、社会科副読本として利用できる冊子の作成を検討しておりまして、子供たちの興味、関心を喚起したいと考えております。あわせて、これらの紹介のパンフレット作成、市が誇るべき文化遺産を多くの市民に周知するとともに、観光客へのPRにも役立てようと準備を進めているところでございます。

次に、烏山郷土資料館、南那須歴史民俗資料館の今後の運営方法についてであります。烏山郷土資料館は、中村家から譲り受けた建物で昭和52年8月に開館いたしました。しかし、明治後期の建物を資料館として活用するために基本的に改装しただけございまして、老朽化が進んでおります。昨年の東日本大震災では、建物奥のはりが折れましてしっくい壁の一部崩

落し、展示ケースも倒壊するなどの影響がございまして、展示品の一部の被害もございました。このために、現在は1階部分のみ限定的に開館をしているところでございます。

一方、南那須資料館は明治初期に建てられました民家を部分的に改装したほか、一部の展示等を整備し昭和57年10月に開館をいたしました。こちらも老朽化が著しい状況にありました。昨年の東日本大震災とその後の余震では、本館の大黒柱が北側に傾き、建物そのものも倒壊の危険性が高まったほか、しっくい壁がほとんど崩落し、展示ケースも破損いたし、展示品の一部に被害が発生をいたしました。復旧には全面的な改築が必要であります。カヤぶき民家を使っておりますことから多額の費用を要するため、市では施設を解体し、土地所有者に返還をする準備を進めているところでございます。

このように両資料館とも震災により大きな被害を受けましたために、収蔵されておりました南那須資料館の展示品と烏山郷土資料館の寄託品は廃校となりました七合中学校に移し保管をしているところであります。

しかし、主な展示品を保管しております旧七合中学校の校舎は空調設備を備えておらず、温度や湿度も一定でないことから、決して文化財等の収蔵に適した環境とは言えないわけでございます。貴重な収蔵品の劣化も懸念され、市といたしましては新たな施設整備も視野に入れながら、県内外の資料館を調査をしているところでございます。今後、現在策定を進めております総合計画後期基本計画や公共施設再編整備計画の中で、資料館の整備についても検討してまいりたいと考えております。

以上答弁を終わります。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、再質問をしたいと思います。

先ほど学校給食センターの新築工事請負契約について質問したものの中身について、数点にわたって答弁漏れがありますので、答弁をお願いしたいと思います。

8月10日にこの工事の契約金を1,575万円増額する議案提案が行われたわけでありましても、賛成少数で否決となりました。この問題については、どのように取り扱うことになったのか説明を求めるものであります。そもそもこのような入札後に工事に入ってから、数量が違うということで支払いできるんだという考え方が、私らは考えられないんですけども、今まで合併してからこのような工事で、設計図にはあるけども、部材等の抜き出しが間違っていて支払ったものがあつたかどうか、工事関係で。その2点についてまず質問をいたしたいと思っております。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、再質問に対する2点の項目についてお答えしたい

と思います。まず、否決を受けて、その後どのようになったかということでの御質問についてお答えしたいと思います。

否決によりまして、仮契約については無効となっておりますので、当初契約に基づいて竣工検査をして、残りの工事金額を当初契約に基づいて支払う手続で現在進めてございます。

それと、第2点目の今回のような工事の変更について、議会の承認を得るような提案をしたかということに関しては、今まで私が広域から戻った昨年からの知限り、合併後ではないものと思っております。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、今度次の質問に移りたいと思うんですけど、この学校給食センターの排水処理施設、これを当初の図面よりも西側に6メートルずらしたと。もともとは軟弱地盤でありますので、パイルを6本下に打って、その上に排水水処理槽を乗せるという構造だったんだけど、それをパイルの位置はそのままにして、その上にあるベースコンクリート、鉄筋を組んでベースコンクリート打ちが6メートル西にずれ、そして、その上に水処理槽のコンクリート2次製品を6個並べたわけですけども、そこに水を張ったときに結局パイルがなかったところが14センチ下に西側が下がってしまった。そして、4本残ったパイルの一番西側のものがベースコンクリートを打ち破り、そして、コンクリート水処理ボックスを突き破った。

こういう事故が発生したわけなんですけども、これについては設計にないコンクリートベタ基礎と、コンクリート水処理槽底盤を一体としてコンクリートじか打ちの水処理槽の修復をして、そして、その水処理槽の東西を4本足で鉄筋鋼の足を下にこう差して、それで支えろと。そして、壊れた部分については下のパイルと鉄筋を組んで、コンクリートのじか打ちをする。こういうような工事を施したわけなんですけれども、このレベルは14センチ下がったままなのか。それをもとに戻して平らにして補強を行ったのか。その点が1つと。

あとは、もし14センチ西側が下がっているとすれば、この学校給食センターから流れてくる排水は低いところから高いところに流す。こういう構造になりますね。そうしますと、もともと平らな水処理槽で排水処理をしている能力があったものが、14センチ下がっちゃったわけですから、水処理槽の能力が下がると、こういう構造になったのではないかなとこのように思います。

これについて、水処理槽の設計能力が違い、そして、永久に未完成のままでこの不良工事がなされたわけなんですけども、これについて、この設計業者や施工業者に責任があるということで市のほうでは一銭も負担をしない。施工業者に全部負担をさせてこれを修復したわけですから、施工業者が悪いということ認めて、市のほうでは一切お金を出さなかった。このよう

に私は考えるわけなんですけれども、そういう不良工事を行った設計業者、施工業者には当然指名停止等のペナルティーを課す責任があるのではないかなと思うんですけども、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） ただいま平塚議員から御指摘のとおり、工事中に底盤の損傷を受けて、排水処理槽につきましてはその補修、補強について協議をしてみました。まず、設計業者のほうから提案がありまして、処理機能及び能力を確保し、しかも工期限内に完了する最善の補修、補強の工法を建設技術センターの支援と指導を仰ぎまして決定してみました。その決定した施工方法について市のほうで承認をして、施工について指示をしたものでございます。

その処理能力についてでございますが、当然水平の施設を設置することが基本であります、でき上がった基準からすれば問題があることは事実ですが、その施工後の施設内の処理容量も十分確保できまして、下がった排水処理槽の出来高にあわせて配管等も現状にあわせて設置しており、当初の計画どおりの処理能力を確保できるということを確認いたしておきまして、そういった確認できたことから施行の共同企業体に工事の指示を出したものでございます。

ペナルティーについては、総務課のほうからお話をいただければと思います。

○議長（中山五男） 粟野総務課長。

○総務課長（粟野育夫） 私のほうからはペナルティー問題、いわゆる指名問題と思われませんが、この問題につきまして改めて指名選考委員会は現在のところ開かれておりません。今般、8月29日に完成検査が行われまして、合格、今後支払いという形になりますので、私個人の考えとしては、工事が合格で完成した以上、ペナルティーを課すことは非常に難しいのかなと考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そう言いますが、例えば新車を発注したと。ところが、乗ってくる途中にどこかぶつけてきたと。でも大したことないから乗るのには支障がないということで、果たしてそれで市民の税金を投入して、これだけ何十年もこれから使う給食センターでございますので、そのような不祥事をしでかした設計業者並びに施工業者に落ち度があったからこそ、その14センチも傾いたまま、それはさっき答弁なかったけれども、14センチも傾いたまま事業が完了して、処理力はあるからいいだろうということでそれを受け取った。こういうことだと思ってしまうんですけども、それはどう考えたって、不良工事だったからこそ、役場のほうでお金を払わないで業者のほうに全部負担させたんだと、このように私は考えますよ。

そういう意味で、このような不良工事をしでかして、そのためにその業者は今までの設計にない多額な費用を要したと。そのために入札のときに当然確認をしている那須烏山市財務規則、那須烏山市建設工事執行規則、設計書図面、仕様書、現場等を熟慮の上、上記のとおり入札いたしますということを一札書いて入札に参加しているわけですよ。

だから、図面と設計書の内容が違うということはあるんですよね。自分でこれは熟慮して確認をして入札しているわけですから、そのやつを実際工事が始まったら足りないから金くれやと、これはとんでもないことですよ、私から言わせると。

何でそんなことが起きたのかということですよ。これはこの浄化槽の不良工事のために、それに多額な修理費用がかかるために材料費が足りなかったから金くれと。こういうことじゃないですか。

そういうことで、市長ね、さっきの答弁の中でこの工事を発注した最高責任者として市長以下市当局はどのような責任をとるつもりなのかと、こういう問いをしたんですが、明確な答弁がなかったんですけれども、これについての御回答をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この責任問題につきましては、過日の臨時議会等にも上程をさせていただきましたが、否決をいただきました。そのときの理由といたしましては、まだ決着前の計画ということだから、それが終わってから検討されたいということだと思います。

そのようなことで、今そういった最終的な決着がついておりませんので、それがつき次第そういった私どもの責任のあり方については検討してまいりたいと思っています。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） とにかく学校給食センターの水処理施設の不良工事のために、恐らくこの材料不足の問題が発生したのではないかと私は考えます。それで、問題なのは、その水処理施設は確かに補強はされましたけども、きずものとして完成したんですよね。しかも、水を給食センターから受け入れて排水するほうが高いと。受けるほうが低くて排水するほうが高いと、こういう構造になったまま、今実際あるということを確認します。

そういう意味で、もともと当初6本のパイルがあるところにベースコンクリートを打って、その上にコンクリート2次製品を並べればこんな問題は発生しないんですよ。それがなぜこういう問題が起きたのか。これはそこに電柱があって、電線があって、そのベースコンクリートのところにコンクリートの2次製品をおろすのにクレーンでつるのが邪魔だからということで西側に振ったんでしょう、これ。

これは関係者に聞くと、電柱を動かすなんていうのは5、60万円でできるそうです、工事の仮設のために。なおかつもし、どうしても動かさざるを得なかったということであれば、西

側にパイルを2本打てばよかったですよ。1本2、30万円です。そうすればこんな市民に不安を与えるような問題は起きなかったんですよ。

そういう意味で、この設計業者、そして施工業者の不良工事は当然であります、その監理監督をしなければならぬ発注主である市長以下市当局の責任も重大だということでもありますので、市民に対してそこは深く謝罪をして、このいんちき不良工事をした設計業者、施工業者にきちんとペナルティーを課すべきだというふうに私は考えます。市長どうですか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど申し上げましたように、責任問題については一応の決着がつきましてから、おわびとこの内容につきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで次の問題に移りたいと思います。

次は、人と農地プランの推進についてなんですけども、先ほども私、質問しましたように、圃場整備が済んで大型農機具が入れる那珂川沿いの平らなところと、私が住んでいる毎日イノシシが田んぼに入るような急傾斜を同じレベルでプランをつくるというのは、なかなか大変ですよ。

そういう意味で、私、中山間地域としてお隣の那珂川町、茂木町に行ってみました。そして、どちらも全域が中山間地の指定をしております、まず、那珂川町は64団地、これは何人かで団地を組んで、そして一緒に草刈りとかいろいろな水道整備とかそういうのをやっているんですけど、一番少ないもので5件、多いので48件、こういうような団地が64ありまして、814軒がそれに参加をしております。

そして、約300町歩の急傾斜地と緩傾斜地と、急傾斜地というのは20メートルいって1メートル上がる勾配なんです。緩傾斜地というのは100メートルいって1メートル上がる勾配ですね。そういうような2種類がありまして、そういうものに国のほうから直接支払いの支援を受けて3,124万円を交付金として支払っているということでもあります。

次に、茂木町の事例であります、茂木町につきましては、86の集落協定を結んで、そして参加農家戸数が1,942戸です。そして、受益面積は約1,000町歩ですね。そして、1億円の交付金をいただいている。そして払っているというような事業を展開しております。これは平成12年から、那珂川町も茂木町もどちらもそういうことで全域で進めているわけなんです、残念ながら私が住んでおります境地区は全域が中山間地に指定されながらも、直接支払いの交付金制度を受けているのはわずか数戸の国見地区だけなんです。

これ、先ほども言いましたような急傾斜地だけじゃなくて、緩傾斜地も含めて、緩傾斜地でも急傾斜地の0.8倍の交付金を受けられるそうですから、そういうことでぜひこれは5年ご



とに先ほども言いましたように更新するんですね。平成12年から1期、2期、3期と、今3期の途中なんですよ。だから、今度平成27年から4期目が始まります。それにぜひとも、せっかく県知事のほうで境地区全域が指定されているわけですから、緩傾斜地も含めて直接支払い交付金を受けるような支援制度を整えていただきたいと思いますと思うんですが、市長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 中山間地域の直接支払いの件でございますが、実は、この国見地区だけが指定をされていたわけでございますけれども、県内の中山間地域の連絡協議会等の参加が実はなかったんですね、合併直後に。合併前もなかったんですけども、それで、2年前だったと思いますけれども、連絡協議会長が茂木の町長だったものですから、その誘いを受けて私どももそちらに中山間地域の協議会に参加をいたしております。そのようなところから、この定期的な協議会が開かれておりますので、そういったところでは那須烏山市も中山間地の仲間入りをしたというふうに御理解いただきたいと思います。

そういう中で、今、議員御指摘のもちろんそういった要望はしてまいりますので、平成27年度に、今、困難は極めて高いハードルかもしれませんが、粘り強く県のほうに要望してまいりたいと思います。ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、ぜひせっかく中山間地に指定されていることありますから、直接支払い制度も含めてきめ細かな支援をお願いしたいと思います。

それで、あすは川俣議員のほうで大木須地区の集落営農というか、里山整備の話がされるとありますが、そういうさまざまなメニューがあると思うんですよ。農家が集団でまとまって取り組めば、そういうさまざまな利点が得られるということで、道路愛護とか河川愛護でも地域の人たちはまとまって年に2回も草刈りを道路をやるんですよ。

だから、そういうようなことで、地域の農地を自分たちで処理をしながら直接支払いを受けるとことは非常に有効なので、茂木町の担当者に聞きましたら、平成13年に参加が急増したと。これはどういうことかという、どうせならもらったほうが得だという意識で参加が多くなった。こういうことがまず1つと。

あとは、平成22年からの参加要件に転作にももちろん担当者としては協力してもらいたいと思っているんですが、それが規制の対象から除外されたということもありますので、そういう点で大いに参加しやすくなっているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともそれを進めていただきたいと思います。

特に、那珂川町につきましては、この中山間地域総合整備事業ということを進めながら、農

業用の揚水排水の整備とか、圃場整備とか、土地の集約、やりとりも、やはり大型農機具が入ったきり動かないような田んぼ、畑じゃどうにもならないんだよね。やはり基盤整備もしながら集約化を図っていくということも非常に大事だと思いますので、その点とか、あとは里山整備の県の補助事業がありますよね。そういうものも導入しながら、農村でもみんなして頑張れば住みよくなれるということで、ぜひ、その展開を進めていただきたいなど。これは那珂川町のなんです、中山間総合整備事業というイメージ図までつくって、さまざまなことをやろうということで進めておりますので、ぜひそういう中山間地の里山で住み続けられる整備を進めていただきたいなと思います。

さらに、今度は平らな部分ですね。平らな部分については農地・水保全管理支払い交付金制度というのがあって、那須烏山地域では共同活動については7地区、公助活動、これは圃場改良とかそういうものを含めた事業ですが、それが3地区ということで進められております。

さらに、集落営農ですね、これについては那須烏山市では4地区が実際やられておまして、今度新たに5地区がJAなす南の集落型営農推進の集落営農事業に参加をした。詳しい話は川俣議員がやると思って、そういうような事業をやられております。

したがって、これは集落営農ですから、山の中でも開けたところでもまとまってやればいいわけで、さまざまなそういうメニューがあると思います。先ほど市長が言ったように、人と農地のプランについても、さまざまな支援プランがあると思います。そういうのがぜひ農家の人にわかって、参加する意欲とまとまりができるように進めていただきたいと思うんですが、もし答弁があれば。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 御指摘ありがとうございます。人・農地プランに関しましては一本化と言いましても、今現在、各地区ごとにやっておりますので、平塚議員を初め各地域の説明会に議員各位も御出席いただきましてありがとうございます。これは今、お話しになってございます集落営農につながるプランでございますので、ぜひこのプランに関しましてはつくっていきたい。これは一本化ではありませんし、その地域に合った、環境に合ったプランを重ねていって市のプランとしたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

以上です。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。ぜひそういうことで参加と意欲を持って後継者をつくるような新規就農者ができるような、そして地域のまとまりができるような農業支援対策をきめ細かに進めていただきたいと思います。

次に、山あげ祭の件でございますが、これはなかなか非常に難しい課題ではありますが、先

ほど市長が言いましたように、山あげ保存会のほうで取り上げていただくということで検討課題になっていると思うんですが、問題は金井町さんや日野町さんのように500戸、400戸と多い町内もあれば、50戸、60戸の町内で同じことをやるんですね。この辺にもなかなか大変さがあるって、その50戸、60戸で少子高齢化が進行して支え切れなくなったということで若衆団が休止に追い込まれたというのが仲町の事例かと思います。

そういう意味で、6町輪番制を守りながらやるのならばいいんだけど、それが5年に一度ではとても無理だというような声もあるんですね。そういう意味で、仲町さんのときには、全体でももちろん仲町の自治会も入ってやると。あとの5年間はそれぞれの町内の主体でやるということで6年に一度なら何とか受けられるかなと。これが5年に一度になっちゃったら、もううちのほうも無理だよという声もありますので、その辺、ぜひとも保存会あるいは山あげ実行委員会等で何とか皆さんで知恵を出して支えられる方向を検討いただけないかなと思うんですが、もう一度御回答をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども申し上げましたが、この山あげ保存会ですね、5月の総会において規約の一部を改正したというふうに聞き及んでおりますので、かなり柔軟な対応ができているのかなと思っております。

そういったところで、今後とも山あげ保存会との連携を図りながら、こういった人材バンク創設なども実現化が図れるように努力をしていきたいと思っております。なお、今回、市の職員が2名ほど若衆に加わっております。実は合併直後の山あげは泉町さんでした。そのときにも、当時の会長、今も同じでございますけども、何とか市の職員の若手を参加させてくれという要望がありましたから、あのときは6名だったと思いましたが、市の職員の若手を若衆に参加させたと思っております。

そのようなことで、市の職員もそういうことで志願兵もたくさんおりますので、研修も視野に入れた形で参加ができればなというふうなことも考えております。いずれにしても、保存会と連携を組み合わせながら、実行委員会とよく連携も組み合わせながら、その辺の対応をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 次に、B&G海洋センターの活用についてであります。教育長にお聞きしたいのは、烏山小学校、烏山中学校のプールは夏の時期にも児童生徒さんは使っているのでしょうか。

それと、それ以外の方については、前は町民プールを利用していたんだけど、今は使えませんか、町民プールまで来れば、火曜、金曜ですか、もちろんお金はかかりますが、B&G海

洋センターのプールに行って利用できる。こういうふうになっているというふうにお聞きしたんですけれども、学校あるいはPTA関係とその辺は連携がとれているのかどうか。そこがわからないと、せっかくそういうバスが運行していてもやられているのがわからないから利用できないというところもありますので、その教育の現場とプールの利用についても実態について答弁いただければと思います。

○議長（中山五男） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 教育課程内の水泳指導については、烏山小学校、烏山中学校と同じように、教育課程の中に5時間から10時間前後それぞれの学校で実技をセットしてございます。それについては教育委員会で予算を組みまして、それぞれの学校からB&G海洋センターのプールを使わせていただいております。

なお、長期休業中については、私どもの情報媒体全て活用いたしまして、先ほどの市長答弁のとおり烏山中央公園発着で運行させていただいております。なお、私ども情報を駆使してやっているつもりですが、まだまだ学校等の連絡調整が不足なところも否めないという感じがいたしました。さらに努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひとも烏山中央公園発だけでなく、それぞれの学校からもこの七合小学校プールがなくなって、あそこに体育館を建てたわけですから、そういう意味では一旦そこに行って、そしてB&G海洋センタープールということだけでなく、何とかうまくローテーションで各小学校を回って子供らを拾えるようなこともぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、国道、県道、市道の整備の問題であります。先ほどの話の延長になっちゃうんですけれども、今、野上の運動公園の脇を削ってブロックを張っています。あの道路が整備されれば、恐らく旭1丁目交差点から野上の交差点まで通称初音通りを国道294バイパスとして整備することになるのではないかなと考えますが、これについてもその旭1丁目交差点から山あげ大橋まで、そしてあの交差点付近も3車線になるような整備を図るということでございますので、問題は警察手前の橋と、そして昔の烏山の福祉センターの入り口の橋ですね、その2つの橋が25トン以上の重さに耐えられない構造なんです。それをどう直すのか。

それと、民地と官地の区分けをきっちりして、そして用地買収をきちんと進められるということが進められれば、あそこは国道294号線に昇格できるとこのように考えます。そういう意味で、旭1丁目交差点から山あげ大橋まではわかりましたので、今度は逆に旭1丁目交差点から野上までの、もう実際あそこを通行しているドライバーは、あそこが国道だと思って物すごいスピードで毎日のように通っています。そういうことで整備が急がれると思いますので、

ぜひその辺、整備を要望していただきたいなと思います。

さらに、常陸太田烏山線ですね、これは市長が期成同盟会の会長でございまして、昨年も三森県議を頼んで土木のほうに要望して、まず、危険箇所から直そうということで話をしたつもりなんですけど、なかなかどう直すんだか、その後全然見えないんですけど、その辺、市長を先頭に整備を図っていただきたいなと思うんですけど、そのことだけを質問して終わります。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この道路整備については、本当に都市建設課長を初め積極的にやっけていただいていると思っています。そういう中で、この当路線につきましても、過日の地域の懇談会があった席上でも、あのときは三森県議も同席をいただいたので、危険箇所からやろうというようなことで県議も回答をいただいたところでございますので、そういったところで県議あるいは地元の土木事務所、そういったところとも連携を組んで強力に要望活動を展開してまいりますので、ひとつ御支援いただきたいと思います。

国道ですね。それもあわせて、国道化するように、いろいろな地籍の問題とかがありますが、これは板橋議員にあのようなことで答えておりますので、そういったところも改善に向けて今努力をしておりますので、その実現可能なように、ひとつ国、県にさらに積極的な働きかけをしていきたいと思いますので、御支援いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○17番（平塚英教） 終わります。

○議長（中山五男） 以上で、17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（中山五男） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明9月6日午前10時から開きます。本日は、これで散会をいたします。御苦労さまでした。

[午後 4時43分散会]